

金樓子譯注(二)

興膳宏

興王篇一(承前)

10 帝禹夏后氏、名曰文命、字高密。母脩已、山行、見流

星貫昂、意感、又吞神珠薏苡。胸坼而生禹於石坳。夜有神

光。長於隴西大夏縣。龍角珠庭、虎鼻大口、兩耳參鏤、首

戴\*鉤鈴<sup>⑦</sup>。身長九尺九寸、胸有黑子如玉斗焉。手長至膝、脛

無毛、左手中十七黑子。爲人敏給克勤、其德不違、其言可

信。聲爲律、身爲度。乃遂與益、后稷奉帝、令諸侯百姓。

傷先人父鯀之功不成受誅、乃勞身焦思、過門不入、而洪水

平。<sup>⑭</sup>

既陟元后、以金承土。都平陽、或營安邑。<sup>⑮</sup>薄衣食而致孝

於鬼神、卑宮室而致美於黻冕。<sup>⑯</sup>陸行乘車、水行乘舟、泥行

乘橇、山行乘樺。<sup>⑰</sup>神鹿出於河水、天錫元圭。<sup>⑱</sup>乾吾國獻裘、

金樓子譯注(二)(興膳)

毛有五采。復薦咎繇於天、將以致禪、會咎繇終、復薦益。<sup>⑳</sup>

禹俎、葬會稽。廟中有鐵屨・鐵\*爽・石船、廟裏有塗山神

姑之像、珠璣爲帳、寶玉瑠華、諸廟莫及。當中山水之盛。<sup>㉑</sup>

良辰吉日、羅綺絃服、滿橋梁之上、皆金翠爲飾。神又甚靈、

彼人所敬。

初禹娶塗山氏之女、生啓。三年禮畢、益避啓、人不歸益

而歸啓。<sup>㉒</sup>一名建、一名余。母化而爲石。啓即位、伐有扈氏、

啓庶兄也。夏禹氏絕、少康出於竇之中、復禹跡也。<sup>㉓</sup>

帝禹夏后氏は、名を文命、字を高密という。母の脩己が、

山を歩いていたら、流星が昂の星を貫くのを見て、感應

し、また神珠薏苡を呑みこんだ。「そこで懐妊し」胸が裂

けて石坳で禹を生んだ。その夜には神々しい光がちこめ

た。禹は隴西の大夏縣で育った。龍の角のような突起が額

にあり、虎のような鼻で口は大きく、兩耳には三つの穴が

あり、頭には鉤鈴の星を戴いていた。身長は九尺九寸、胸

には北斗七星の形をした黒子があった。手は長くて膝に届

き、脛には毛がなく、左手には十七の黒子があった。人と

なりは敏捷で勤勉、その徳は違わず、その言にはまことがかもつていた。その言葉は規律とされ、行爲は基準とされた。かくて益・后稷と共に帝(舜)の命を奉じて、諸侯人民に號令することとなった。亡父の鯀が「治水の」功成らずして誅せられたのを傷んで、身を粉にし心を碎いて「治水に」努め、家の門前を通つても中に入らず、かくして洪水は治まった。

帝位に登ると、金徳で「舜の」土徳を繼いだ。平陽あるいは安邑に都を置いた。衣食は質素にして祖先の靈に孝養を盡くし、住まいは粗末にして祭祀の黻冕をりっぱに整えた。陸上では車に乗り、水上では舟に乗り、泥土では櫓に乗り、山歩きでは櫛かんじきを履くようにした。神鹿が黄河のあたりに出現する瑞祥があり、天は「治水の功を愛でて」黒い圭を賜つた。乾吾國は裘を献上し、その毛は五色に彩られていた。咎繇を天に推舉して、禪譲しようとしたが、裘繇が亡くなったので、また益を推舉した。

禹が亡くなると、會稽に葬られた。その廟中には鐵の屨くつ・鐵の爽すわう・石船があり、また廟内に塗山神姑の像があつ

て、珠玉で作つた帳、寶玉を刻んだ花は、他の諸廟の及びもつかないすばらしさだった。ここは山水の盛觀に恵まれ、良い日よりの日には、さらびやかに着飾つた人々が、橋のほとりに滿ち溢れ、みな金や翡翠の飾りを身に着けていた。禹の神靈もまた靈驗あらたかで、彼の地の人々に敬われた。禹は初め塗山氏の女を娶り、啓を生んだ。「禹が没して」三年の喪が明けると、益は「啓に天下を譲ろうとして」啓から身を避け、人々は益につかずに啓についた。「啓は」一名を建、一名を余といつた。その母は化して石となった。啓は即位すると、有扈氏を伐つたが、有扈氏は啓の庶兄である。夏の禹氏がいつたん絶えると、少康が竇の「后緡」から出て、禹の後を再興した。

〔校勘〕

「坳」…後印本・筆記小説大觀本↓「紐」。「鏤」…四庫本校訂者按語に、「案淮南子作漏、別卷又作樓」。「鉤鈴」…四庫本校訂者按語に「案別卷作鈞鈴」。謝校に、「按語鈴上字壞、當考鮑本無此語」。

「爽」…四庫本↓「莢」。

〔注〕

- ① 帝禹夏后氏云云 主として『史記』一夏本紀と『帝王世紀』による。禹以前の項に比して後者への依存度は大きくない。細部については典據不明の箇所もある。夏本紀に、「夏禹、名曰文命」。字の「高密」については、『史記』素隠に、「又按、系本」繇取有辛氏女、謂之女志、是生高密。宋衷曰、「高密、禹所封國」。『世本』（『太平御覽』一三五皇親部一）に、「繇娶華氏曰女志、是生高密禹」。注②参照。
- ② 文命 『帝王世紀』（『太平御覽』八二皇王部七等）に、「胸有玉斗、足文履已、故名文命、字高密」。
- ③ 母脩已云云 『帝王世紀』（『初學記』九總敘帝王引）に、「其先出顓頊、顓頊生繇、堯封爲崇伯。納有莘氏女曰志、是爲修已。見流星貫昴、又吞神珠、意感而生禹於石紐。名文命、字高密」。また同書（『三國志』蜀書秦宓傳注引）に、「繇納有莘氏女曰志、是爲脩已。上山行、見流星貫昴、夢接意感、又吞神珠、臆圮胸拆而生禹於石紐」。『宋書』符瑞志に、「帝禹有夏氏、母曰脩已、出行、見流星貫昴、夢接意感、既而吞神珠。脩已胥剖、而生禹於石紐。多くの場合、母の名「脩已」の「脩」を「修」に、「已」を「己」に混用する。「葦苴」は、はとむぎ、あるいはじゆずだま。
- ④ 石坳 禹の生地を「石坳」とするのは、『藝文類聚』一帝王部に引く『帝王世紀』など。「石紐」とするものがむしろ多い。『史記』夏本紀の素隠所引の揚雄『蜀王本紀』に、「禹本汶山郡廣柔縣人也、生於石紐」。同じく素隠に引く『括地志』に、「茂州汶川縣石紐山在縣西七十三里」。他にも『吳越春秋』越王無余外傳の「家于西羌、地曰石紐、在蜀西川也」、『三國志』蜀書秦宓傳の「禹生石紐、今之汶山郡是也」、『水經注』沫水の「縣有石紐鄉、禹所生也」などの例がある。
- ⑤ 長於隴西大夏縣 『帝王世紀』（『初學記』九帝王部總序帝王）に、「長於西羌、西夷人也」。ただし、生育地を「隴西大夏縣」と特定する例は他に見あたらない。
- ⑥ 龍庭珠角 「龍庭」は、隆起した額をいい、帝王の相とされる。後世の資料ながら、『舊唐書』五八唐儉傳に、唐儉が唐高祖にいったことばとして次のようにある。「明公日角龍庭、李氏又在圖牒、天下屬望、非在今朝。云云。「珠角」も同様の相をいう。庾信「周上柱國齊王憲神道碑」（『庾子山集』一三）に、「珠角擅奇、山庭表德」。また『洛書』（『初學記』九總敘帝王）に、「黑帝子湯、長八尺一寸、珠庭」。
- ⑦ 虎鼻大口三句 『帝王世紀』（『藝文類聚』一一等）に、「禹」虎鼻大口、兩耳參漏、首戴鈎鈴。『淮南子』脩務訓に、「禹耳參漏、是謂大通。高誘注に、「參、三。漏、穴也。大通天下、摧下滯之物」とある。「鈎鈴」は、星の名。『漢書』天文志に、「其後熒惑守房之鈎鈴。鈎鈴、天子之御也」。また『晉書』天文志上に、「又北二小星曰鈎鈴、房之鈴鍵、天之管籥、主閉鍵天心也」。
- ⑧ 身長九尺九寸 『帝王世紀』（『初學記』一九人部下長人・太

平御覽』三七七人事部長中國人」に、「禹長九尺九寸、股湯長九尺。他に引かれる『帝王世紀』では、「九尺二寸」とするものが多い。

⑨ 胸有黑子如玉斗 『帝王世紀』〔藝文類聚〕一一等に、「胸有玉斗」とある。

⑩ 手長過膝三句 この三句に描かれる禹の肉體的特徴に關して、手の長いこと、左手に黑子のあつたことは他書に類例がない。「脛無毛」は、『莊子』天下篇に墨子のことばとして、次のようにある。「昔者禹之涇洪水、決江河而通四夷九州也、名山三百、支川三千、小者無數。禹親自操耒耜而九雜天下之川。腓無胫、脛無毛、沐甚雨、櫛疾風、置萬國。禹大聖也、而形勞天下也如此。」「韓非子」五蠹篇にも、「禹之王天下也、身執耒耜、以爲民先、股無胫、脛不生毛。雖臣虜之勞、不苦於此矣。」

⑪ 爲人敏給克勤五句 『史記』夏本紀に、「禹爲人敏給克勤、其惠不違、其仁可親、其言可信、聲爲律、身爲度、稱以出。」

⑫ 乃遂與益・后稷奉帝云云 『史記』夏本紀に、「禹乃遂與益・后稷奉帝命、命諸侯百姓與人徒以傅土、行山表木、定高山大川。禹傷先人父鯀功之不成受誅、乃勞身焦思、居外十三年、過家門不敢入。」「大戴禮」五帝德にも、ほぼ同様の記述がある。

⑬ 過門不入 『孟子』滕文公篇上に、「禹八年於外、三過其門而不入。」「また離婁篇下に、「禹・稷當平世、三過其門而不入。」

⑭ 而洪水平 『帝王世紀』〔初學記〕九に、「堯命以爲司空、繼鯀治水、十三年而洪水平」。

⑮ 既陟元后四句 『尚書』大禹謨に、舜の禹に對する呼びかけのことばとして、「汝終陟元后」（汝終に元后に陟れ）とあり、孔傳に「汝終當升爲天子」と解する。『帝王本紀』〔初學記〕九に、「以金承土、都平陽、或都安邑。堯も平陽に都した。堯の項參照。」

⑯ 薄衣食而致孝於鬼神二句 『論語』泰伯篇に、「子曰、禹吾無間然矣。菲飲食、而致孝乎鬼神、惡衣服、而致美乎黻冕、卑宮室、而盡力乎溝洫。禹吾無間然矣。」「史記』夏本紀に、「薄衣食、致孝于鬼神。卑宮室、致費於溝洫。」

⑰ 陸行乘車四句 『史記』夏本紀に、「陸行乘車、水行乘船、泥行乘橇、山行乘權」。集解に引く孟康注に、「橇形如箕、擗行泥上」。同如淳注に、「橇音茅絕之繩。謂以板置泥上以通行路也」。また正義に、「按、橇形如船而短小、兩頭微起、人曲一脚、泥上擗進、用拾泥土之物。今杭州・温州海邊有之也。」「權」は、集解に、「如淳曰、權車、謂以鐵如錐頭、長半寸、施之履下、以上山不蹉跌也」。また正義に、「按、上山、前齒短、後齒長。下山、前齒長、後齒短也。」

⑱ 神鹿出於河水 『太平御覽』九〇六獸部一八鹿に『金樓子』を引いて、「夏禹之時、神鹿行於河水」とある。

⑲ 天錫元圭 『尚書』禹貢に、「禹錫玄圭、告厥成功」とあり、孔傳に、「玄、天色。禹功盡加於四海、故堯賜玄圭以彰顯之。言天功成。」「史記』夏本紀はこれに據つて、以下のようにいう。「於是帝錫禹玄圭、以告成功于天下。天下於是太平治。」「宋

書」符瑞志にも、「禹治水既畢、天錫玄珪、以告成功」とある。  
②① 乾吾國獻裘二句 『田俎子』〔北堂書鈔〕一一九裘に、「禹治水畢、天賜玄珪、渠搜之人、服禹之德、獻其珍裘」。『帝王世紀』〔太平御覽〕六九四服章部裘に、「夏禹時、渠搜國來獻褐裘也」。但し、乾吾國の名は見えない。

②② 復薦咎繇於天四句 『史記』夏本紀に、「帝禹立而舉皋陶薦之、且授政焉、而皋陶卒。封皋陶之後於英・六、或在許。而后舉益、任之政。同正義に引く『帝王世紀』に、「舜禪禹、禹即帝位、以咎陶最賢、薦之於天、將有禪之意。未及禪、會皋陶卒」。

②③ 禹殂二句 『史記』夏本紀に、「十年、帝禹東巡狩、止于會稽而崩、以天下授益」。『帝王世紀』〔藝文類聚〕一一等)に、「年百歲、崩于會稽。因葬會稽山陰縣之南。今山上有禹冢并祠、下有羣鳥芸田」。

②④ 廟中有鐵屨云云 『水經注』四〇漸江水に、「又有會稽之山、古防山也、亦謂之爲茅山、又曰棟山。……山下有禹廟、廟有聖姑像。『禮樂緯』云、禹治水畢、天賜神女、聖姑即其像也。山上有禹冢。昔大禹即位十年、東巡狩、崩于會稽、因而葬之」。  
②⑤ 「石船」は、『太平寰宇記』九六江南東道越州山陰縣に、「塗山、在縣西北四十三里。禹會萬國之所。『郡國志』曰、有石船、長一丈、云禹所乘者。宋元嘉中、有人于船側掘得鐵履一雙。又在『會稽記』云、東海聖姑、從海中乘石船、張石帆至、二物見在廟中」。また、同會稽縣に、「禹廟、『輿地記』云、「禹廟側有石船、長一丈、云禹所乘也。孫皓刻其背、以述功焉。後人以皓無

勳可記、乃覆船刻之字、其船中折」。孔靈符『會稽記』の記事は、魯迅『會稽郡故書雜集』にも收められる。

②⑥ 當中山水之盛「當中」は、「此中」の意であろう。李膺『益州記』〔太平御覽〕四四四部九關中蜀漢諸山に、「閬中盤龍山南有一石、長四十丈、高五尺、當中有戶及扇、若人之掩閉、古老以爲玉女房。また『襄陽記』(同上六七地部三二池)に、「峴山南有習郁太魚池、依范蠡養魚法、當中築一釣臺。以下、「良辰吉日」から「彼人所敬」までは、もとづくところ未詳。

②⑦ 初禹娶塗山氏之女二句 『史記』夏本紀に、「夏后帝啓、禹之子、其母塗山氏之女也」。『大戴禮記』帝繫に、「禹娶于塗山氏、塗山氏之子、謂之女橋氏、產啓」。

②⑧ 三年禮畢三句 『史記』夏本紀に、「三年之喪畢、益讓帝禹之子啓、而辟居箕山之陽。禹子啓賢、天下屬意焉。及禹崩、雖授益、益之佐禹日淺、天下未洽。故諸侯皆去益而朝啓、曰、吾君帝禹之子也。於是啓遂即天子之位、是爲夏后帝啓」。『孟子』萬章篇下にもこの史實が記される。「禹薦益於天、七年禹崩。三年之喪畢、益避禹之子於箕山之陰。朝覲訟獄者不之益、而之啓、曰、吾君之子也。謳歌者不謳歌益、而謳歌啓、曰、吾君之子也」。

②⑨ 一名建二句 『帝王世紀』〔太平御覽〕八一に、「帝啓、一名建、一名余。德教施于四海、貴爵而上齒、養國老於東序、養庶老於西序。在位九年、年八十餘而崩矣」。

②⑩ 母化而爲石『淮南子』脩務訓に、「禹生於石」とあり、高誘

注に、「禹母脩己、感石而生禹、折胸而出」。また『漢書』武帝本紀に、「詔曰、朕用事華山、至於中嶽、獲駮熊、見夏后啓母石」とあり、その顔師古注には次のようにいう。「啓、夏禹子也。其母塗山氏女也。禹治鴻水、通轅轅山、化爲熊、謂塗山氏曰、『欲餉、聞鼓聲乃來』。禹跳石、誤中鼓。塗山氏往、見禹方作熊、慚而去。至嵩高山下化爲石、方生啓。禹曰、『歸我子』。石破北方而啓生。事見『淮南子』」。これは『山海經』中山經「秦室之山」の郭璞注にもとづく。

⑲ 啓即位三句 『史記』夏本紀に、「有扈氏不服、啓伐之、大戰於甘」。『淮南子』齊俗訓に、「昔有扈氏爲義而亡、知義而不知宜也」。高誘注に、「有扈、夏啓之庶兄也。以堯・舜舉賢、啓獨與子、故伐啓、啓亡之」。有扈氏は帝位の繼承が禪讓によらなかつたことを不満として、啓に反抗したのである。甘での戦いに際して發せられたのが、『尚書』甘誓。

⑳ 夏禹氏絶三句 帝啓のあと、子の太康が立ったが、國を逐われ、のち弟の中康が立って、子の帝相が後を繼いだが、有過氏の澆に滅ぼされた。その後、難を逃れた帝相の妻后緡が生んだ少康が立って、王家を再興した。『左傳』哀公元年に、「昔有過澆殺斟灌以伐斟鄩、滅夏后相、后緡方娠、逃出自竇、歸于有仍、生少康焉」とある。

11 成湯姓子、名履、字天乙。狼星之精、感黑龍而生。高

天廣角隆準、手有縱理如印綬之文。豐下兌上、皙而有鬚。長九尺四寸、八肘。凡有七號、一名姓生、二云履長、三云瘠肚、四云天成、五云天乙、六云地甲、七云成湯。

成湯始居亳、從先王居、作商誥。湯征諸侯、葛伯不祀、湯始伐之。湯曰、「汝不能敬命、予大伐殛之、無有攸赦。」作湯征。

伊尹號阿衡。阿衡欲干湯而無由。乃爲有莘氏媵臣、負鼎俎、以滋味說湯、致於王道。湯謂之曰、「自進非道也」。乃令還其本居、使人聘迎之、五反、然後從之。任以國政。

白狼銜劍、有神、人身虎首、獻玉鏡・白狐九尾。諸國貢玉盤。入自北門、遇女房、作女房之歌。林樹久不花、一旦生如鳳翼。湯出、見野張網四面、祝曰、「自上下四方、皆入吾網」。湯曰、「噫、盡之矣」。乃去其三面、祝之曰、「欲左左、欲右右。不用命、乃入吾網」。諸侯聞之曰、「湯德至矣、及於禽獸」。

當是時、夏桀爲虐政淫荒、而諸侯昆吾氏爲亂。湯乃興師、率諸侯伐桀。敗於有娥氏之墟、葬於鳴條之野、乃改正朔服色、朝諸侯。

崩<sup>①</sup>、葬於濟陰亳縣東北郭、去縣三里、冢高七尺。漢哀帝時、遣大司空行湯冢。又説曰、殷湯無葬處。此言非焉。武丁・大戊、竝賢君也。<sup>②</sup>

成湯は、姓を子、名を履、字を天乙という。狼星の精で、「母が」黒龍に感應して生まれた。頭骨は高く突き出、額は廣く、鼻筋は高く、手には印綬の文様に似た縦の筋目があった。顔の上部が細く、下部がふっくらとしており、色白であごひげがあった。身長は九尺四寸、八つの關節があった。およそ七つの稱號を有し、一には姓生、二には履長、三には瘠肚、四には天成、五には天乙、六には地甲、七には成湯という。

成湯は初め亳に住んだが、それは先王（帝嚳）の居に從つたもので、そこで「商誥」を作つた。湯は諸侯を征伐したが、葛伯が祭祀を怠つたので、まずこれを伐つた。湯がいうには、「汝がわが命に敬んで従わないなら、余は大いなる罰を加え、決して許さないであろう」と。そこで「湯征」を作つた。

金樓子譯注（二）（興膳）

伊尹は名を阿衡といつた。阿衡は湯に仕えたいと思つたが、その手だてがなかつた。そこで妃有莘氏の召使いとなり、料理人として「湯に近づき」、湯に美味の話から説きかけて、王道にまで及んだ。湯は伊尹に向かつて、「自分から進んで賣りこむのは道とはいえない」といつた。いつたん彼をもとの居に歸してから、人をやつて招き、五たび使者が往復してから、やつと從つた。湯は彼に國政を任せた。

白い狼が劍をくわえて現われ、人身虎頭の神人が、玉鏡と九尾の白狐を献上した。諸國は玉盤を貢いだ。「伊尹は夏に行つていたが、歸つてきて」北門から入つて、女房<sup>じよぼう</sup>に遇つたので、「女房」の歌を作つた。林の木々は久しく花を咲かせなかつたが、にわかには鳳の翼のように花が咲きだした。湯が郊外に出ると、野には四方に網が張られ、「上下四方の鳥獸は、みなわが網に入れ」と祈つている者を見た。湯はいつた、「ああ、これでは鳥獸を取り盡くしてしまふ」。そこで網の三面を取り去り、祈つていうには、「左せんとする者は左せよ、右せんとする者は右せよ。命に從

わぬ者だけが、わが網に入れ」と。諸侯はそれを聞いて、「湯の徳は周到で、禽獸にまで及んでいる」といった。

このころ、夏の桀王は暴虐で勝手氣ままな政治を行なっており、諸侯の昆吾氏が叛亂を起こした。湯はそこで軍を興し、諸侯を率いて桀を討伐した。桀が有娥氏の地で敗れ、鳴條に逃走したので、湯は「夏の」曆と服色を改めて帝位に即き、諸侯を朝會せしめた。

湯が崩御すると、濟陰亳縣の東北の郭、縣を去ること三里の地に葬られ、冢の高さは七尺だった。漢の哀帝のとき、大司空を派遣して湯の冢に行かせた。一説に殷の湯王には葬られた土地がないというが、それは誤りである。「子孫の」武丁・大戊は、いずれも賢君であった。

〔校勘〕

〔兗〕…四庫本↓「銳」。瘠…底本は「瘠」。いま抄本に従う。  
 〔商〕…抄本塗改作「帝」。〔伊尹號阿衡〕…四庫本・抄本上有「政由」二字。〔娥〕…抄本↓「娥」。〔葬〕…抄本↓「冢」。

〔注〕

① 成湯姓子云云 以下、主として『史記』三殷本紀及び『帝王世紀』によるが、後者への依存度は次第に少なくなっている。  
 『史記』殷本紀に、「主葬卒、子天乙立、是爲成湯」とあり、集解に「諡法」を引いて、「除虐去殘曰湯」。また同索隱に、「湯名履、『書』曰「予小子履」、是也。又稱天乙者、譙周云、「夏・殷之禮、生稱王、死稱廟主、皆以帝名配之。天亦帝也、殷人尊湯、故曰天乙。『帝王世紀』（『初學記』九總敘帝王）に、「殷出自帝嚳、子姓也。主癸之妃曰扶都、見白氣貫月、意感以乙日生湯、故名履、字天乙、是謂成湯帝」。

② 狼星之精二句 『史記』二七天官書に、「參爲白虎。……其東有大星曰狼。狼角變色、多盜賊。下有四星曰弧、直狼」。その正義に、「狼一星、參東南。狼爲野將、主侵掠」。また、『大象列星圖』（『太平御覽』六天部星中）に、「弧九星、在狼東南、謂天弓也。主備賊盜、常屬矢向狼星」。『史記』正義にも同趣の文がある。湯が「狼星之精」であり、母が黑龍に感應して湯を生んだという傳承は、他に見あたらない。『永樂大典』八五二六庚の「精」の項に、「狼星精」の句があり、「金樓子」、成湯母感狼星之精、又感黑龍而上」という。

③ 高天廣角隆準二句 典據未詳。湯の身體的な特徴をいうに違わなく、舜が「圓天日角」であったように、「高天」は頭部が高いこと、「廣角」は、額が廣いことを指すか。「隆準」は、『漢書』高帝紀注に引く李斐の説によれば、「準、鼻也」。晉灼



の説もそれに従う。一方、服虔の説では、「準」は「拙」と同じく音「セツ」であり、また應劭の説でもそれに従って、「隆、高也。準、頰權準也」という。いま、前者によって解する。「縦理如印綬之文」は、未詳。

- ④ 豊下兌上二句 『帝王世紀』（『初學記』九）に、「豊下鏡上、哲而有壽」。『宋書』符瑞志にも同じ句が見える。「豊下兌上」は、堯の條に既出。「兌」は、『帝王世紀』が「鏡」に作るように、「する」といふの意。但し、「豊」も「兌」も『易』の卦名であり、「兌」の上卦☱と「豊」の下卦☱を組みあわせると「革」の卦☱になることから、「豊下兌上」は、革命すなわち天命による王朝交替を意味する隠語として用いられる。『春秋合誠圖』（『太平御覽』八〇皇王部五帝堯陶唐氏）に、「有赤龍負圖出、慶都（堯母）讀之、赤受天運。下有圖、人衣赤、光面八彩、鬚鬢長七尺二寸、兌上豊下、足履翼。翼署曰、赤帝起誠、天下寶」。『文鏡秘府論』北卷所收の『帝德錄』にも、帝王の身體的特徴として、「兌上豊下」を挙げる。「哲而有鬚」は、『晏子春秋』内篇諫上に、「湯質哲、而長、顔以髯、兌上豊下、僂身而揚聲」。
- ⑤ 長九尺四寸二句 『帝王世紀』（『初學記』九等）には、「長九尺、臂四肘」とある。『宋書』符瑞志では、「身長九尺、臂有四肘」。『春秋元命包』（『太平御覽』八三皇王部八殷帝成湯）に、「湯臂二肘、是謂神剛」。『孟子』告子篇下に、「曹交問曰、人皆可以爲堯・舜、有諸。孟子曰、然」。『交聞文王十尺、湯九

尺。今交九尺、四寸、以長、食粟而已。如何則可。云云」とあり、あるいはこれによって、湯の身長を「九尺四寸」としたのかも知れない。

- ⑥ 凡有七號云云 『竹書紀年』（『太平御覽』八三）に、「湯有七名而九征」。但し、「七名」に關する個別の説明はない。

⑦ 成湯始居亳三句 『史記』殷本紀に、「成湯、自契至湯八遷。湯始居亳、從先王居、作帝誥」。集解に、「孔安國曰、契父帝嚳都亳、湯自商丘遷焉、故曰從先王居」。『尚書』胤征（僞古文）にも、「自契至于成湯八遷、湯始居亳、從先王居」とある。

⑧ 湯征諸侯云云 『史記』殷本紀に、「湯征諸侯、葛伯不祀、湯始伐之。……湯曰、汝不能敬命、予大罰殛之、無有攸赦。作湯征」。『葛伯』は、湯の隣國。『史記』集解に、「地理志曰、葛今梁國寧陵之葛鄉」。『孟子』滕文公篇下に、「湯居亳、與葛爲隣。葛伯放而不祀。云云」とある。「湯征」は傳わらない。

⑨ 伊尹號阿衡云云 『史記』殷本紀に、「伊尹名阿衡。阿衡欲奸湯而無由、乃爲有莘氏媵臣、負鼎俎、以滋味說湯、致于王道。或曰、伊尹處士、湯使人聘迎之、五反然後肯往從湯、言素王及九主之事。湯舉任以國政」。『帝王世紀』（『太平御覽』三九七人事部三八敘夢）には、湯と伊尹の出會いについて、『史記』とは異なったより詳しい故事が記される。「湯思賢、夢見有人負鼎抗俎、對已而笑。寤而占曰、『鼎爲和味、俎者割截、天下豈有人爲吾宰者哉』。初、力牧之後曰伊摯、耕於有莘之野、湯聞以幣聘。有莘之君留而不進。湯乃求婚於有莘之君、有莘之君遂

嫁女於湯、以摯爲媵臣。至亳、乃負鼎抱俎見湯也。『呂氏春秋』孝行覽本味篇は、伊尹が湯に説いた「至味」について詳述する。『孟子』萬章篇上では、この傳承を事實ではないとする。「萬章問曰、「人有言、伊尹以割烹要湯、有諸」。孟子曰、「否、不然。云云」。

⑩ 有莘氏媵臣「有莘氏」は、湯の妃。『帝王世紀』（『初學記』九）に、「湯娶有莘氏女爲正妃。『史記』正義に、『括地志』を引いて、「古莘國在汴州陳留縣東五里、故莘城是也。陳留風俗傳」云、陳留外黃有莘昌亭、本宋地、莘氏邑也。

⑪ 白狼銜劍 『帝王世紀』（『太平御覽』九〇九獸部二一狼）に、「有神牽白狼銜劍入殷。『論衡』恢國篇に、「湯起、白狼銜劍。『田俅子』（『藝文類聚』九九祥瑞部下白狼）に、「商湯爲天子、都于亳、有神手牽白狼、口銜金鉤、而入湯庭。『尚書璇璣鈴』（『太平御覽』八三）に、「湯受金符（金符、禹錄）白狼銜鉤入殷朝（鉤、縛束之要明、湯得天下之要也）。『瑞應圖』（『太平御覽』三五四兵部八五鉤鑣）に、「湯都于亳、有神人牽白狼、口銜銅鉤、入湯庭。『宋書』符瑞志に、「有神牽白狼銜鉤而入商朝」。

⑫ 有神三句 『田俅子』（『稽瑞』）に、「殷湯爲天子、白狐九尾」。この前後、「白狼」と「白狐」の故事が混淆している感がある。『山海經』大荒東經に、「有青丘之國、有狐九尾。その郭璞注に、「太平則出而爲瑞也。」「九尾狐」は、同南山經にも見える。

⑬ 入自北門云云 『史記』殷本紀に、「伊尹去湯適夏。既醜有夏、

復歸于亳。入自北門、遇女鳩・女房、作女鳩・女房」。集解に、「孔安國曰、鳩・房一人、湯之賢臣也。二篇言所以醜夏而還之意也」。同内容の文が『尚書』胤征にも見えるが、「女鳩」「女房」を「汝鳩」「汝方」に作る。

⑭ 林樹久不花二句 もとづくところ未詳。

⑮ 湯出云云 『史記』殷本紀に、「湯出、見野張網四面、祝曰、「自天下四方皆入吾網。湯曰、『嘻、盡之矣。乃去其三面、祝曰、『欲左、左。欲右、右。不用命、乃入吾網。諸侯聞之、曰、『湯德至矣、及禽獸』。『呂氏春秋』異用篇・『新書』論誠篇・『新序』雜事篇などにもこの故事を記す。

⑯ 當是時云云 『史記』殷本紀に、「當是時、夏桀爲虐政淫荒、而諸侯昆吾氏爲亂。湯乃興師率諸侯、伊尹從湯、湯自把鉞以伐昆吾、遂伐桀。……桀敗於有城之虛、桀奔於鳴條、夏師敗績。……於是諸侯畢服、湯乃踐天子位、平定海內」。

⑰ 鳴條之野 『史記』正義に、「括地志」云、高涯原在蒲州安邑縣北三十里南阪口、卽古鳴條陌也。鳴條戰地、在安邑西。

⑱ 乃改正朔服色二句 『史記』殷本紀に、「湯乃改正朔、易服色、上白、朝會以畫」。

⑲ 崩 『帝王世紀』（『史記』殷本紀集解）に、「卽位十七年而踐天子位、爲天子十三年、年百歲而崩」。

⑳ 葬於濟陰亳縣東北郭五句 『史記』殷本紀集解に、「皇覽曰、湯冢在濟陰縣北東郭、去縣三里。冢四方、方各十步、高七尺、上平、處平地。漢哀帝建平元年、大司空史御長卿案行水災、因

行湯家。『水經注』二三汜水に、「崔駰曰、湯家在濟陰薄縣北。『皇覽』曰、薄城北郭東三里、平地有湯冢。冢四方、方各十步、高七尺、上平也。漢哀帝建平元年、大司空史卻長卿按行水災、因行湯冢、在漢屬扶風、今徵之迴渠亭、有湯池徵陌、是也。然不經見、難得而詳」。

⑲ 殷湯無葬處 『漢書』三六楚元王傳の劉向上疏に、「棺槨之作、自黃帝始。黃帝葬於橋山、堯葬濟陰、丘壠皆小、葬具甚微。舜葬蒼梧、二妃不從。禹葬會稽、不改其列。殷湯無葬處。』『水經注』二三汜水に、「劉向言殷湯無葬處爲疑。杜預曰、梁國家縣北有薄伐城、城中有成湯冢、其西有箕子冢。今城內有故冢方墳、疑卽杜元凱之所謂湯冢者也」。

⑳ 武丁大戊二句 「武丁」は、湯から數えて第二十二代の帝、「大(太)戊」は、同じく第九代の帝で、順序が逆轉している。武丁は賢相傳説を得て、殷を中興した。『史記』殷本紀に、「帝雍己崩、弟太戊立、是爲帝太戊」。また、「帝小乙崩、子帝武丁立。帝武丁卽位、思復興殷、而未得其佐。三年不言、政事決定於冢宰、以觀國風。武丁夜夢得聖人、名曰說。以夢所見視羣臣百史、皆非也。於是邁使百工營求之野、得說於傳險中。是時說爲胥靡、築於傳險。見於武丁、武丁曰是也。得而與之語、果聖人、舉以爲相、殷國大治。故遂以傳險姓之、號曰傳說。……武丁修改行德、天下咸驩、殷道復興」。

12 周文王昌、狼星之精<sup>①</sup>。母曰太任、夢長人感<sup>②</sup>。有胎、目不視惡色、耳不聽淫聲、以胎教之。洩於豕牢、生文王。龍顏虎肩、身長十尺、胸有四乳<sup>④</sup>。

卽位爲西伯<sup>⑤</sup>、有雀生鸚於殷城隅<sup>⑥</sup>。文王增脩政、三年、四方諸侯皆服<sup>⑦</sup>。崇侯讎之於紂、紂不納<sup>⑧</sup>。費仲又言於紂、欲誅之、紂不從<sup>⑨</sup>。

九年春三月、率六州諸侯朝於殷<sup>⑩</sup>。崇侯虎又讎之、紂怒、囚文王於羑里<sup>⑪</sup>。雖有憂患、方脩先聖之業、廣解六十四卦、著其卦詞、謂爲『周易』。

時謂西伯爲聖<sup>⑬</sup>、紂疑而未達。長子伯邑考質於殷、爲紂御。紂烹之爲羹、賜文王以試之。實聖、當不食子羹。文王得而食焉。紂笑曰、「誰謂西伯聖者、食其子而尙不知」。紂謂西伯曰<sup>⑭</sup>、「讎汝者、長鼻決耳也」。文王曰、「此崇侯虎之狀」、紂赦文王。

四十三年春正月庚子朔、文王在艷、九州諸侯咸朝。五緯聚房心、周之分野<sup>⑮</sup>。時有烏銜丹書、集於周社<sup>⑰</sup>。文王乃獻洛西赤壤之國方千里<sup>⑱</sup>、請除炮烙之刑<sup>⑲</sup>、紂許焉。賜以弓矢鉞鉞、使專征、天下大悅。有鳳凰銜書而至、文王稽首受命<sup>⑳</sup>。是歲

即位<sup>①</sup>、化被江漢之域<sup>②</sup>、以受命之始年也<sup>③</sup>。

周の文王昌は、狼星の精である。母を太任といい、夢で巨人に感應した。身ごもつてのち、目は醜いものを見ず、耳はみだらな音楽を聞かず、胎教を行なつた。豚小屋で用を足しているときに、文王を生んだ。文王は龍顔虎肩、身長は十尺で、胸に四つの乳があつた。

即位して西伯となると、雀が城郭の隅で鷓鴣を生んだ。文王はますます政治に勵んで、三年もすると、四方の諸侯はみな服した。崇侯は殷の紂王に誣告したが、紂はとりあわなかつた。費仲はさらに紂王にいつつけて、文王を誅殺しようとしたが、紂は聞き入れなかつた。

九年春三月、六州の諸侯を率いて殷に參内した。崇侯虎がまた讒言したので、紂は怒つて、文王を羑里に幽閉した。文王は憂患を抱きながらも、先聖の業を正しく修め、六十四卦を廣く解き明かして、卦辭を著わし、『周易』と稱した。

そのころ西伯（文王）は聖人といわれていたが、紂は疑

いつつなおよく「西伯のことを」理解しかねていた。長子の伯邑考は殷に人質となつて、紂の御者を務めていた。紂は伯邑考を煮て羹として、文王に與え、彼を試した。まことの聖人なら、子の羹など食べるはずがないからだ。文王はそれを手にして食べた。紂は笑つていつた、「西伯を聖人といつたのはどいつだ、わが子を食らつてまだ氣づかずにいるぞ」。紂が西伯にいうには、「そなたを讒言したのは長鼻の裂け耳だつたぞ」。文王は「それは崇侯虎の顔かたちです」といつた。紂は文王を赦免した。

四十三年春正月庚子朔、文王が鄴にいるとき、九州の諸侯がみな參内した。五緯の星が房宿・心宿に集まつた、これは周の分野である。折から烏が丹書をくわえて、周の土地神の廟に集まつてきた。文王はそこで洛西赤壤の國千里四方を献上して、炮烙の刑を止めるよう請い、紂はそれを聞き入れた。紂は弓矢と鉄鉞（おの・まさかり）を文王に賜つて、征伐に赴かせ、天下は大いに喜んだ。鳳凰が書にくわえて至り、文王はぬかずいて天命を受けた。この年即位し、その教化は長江・漢水の流域にまで及んだが、これ

が受命の最初の年である。

〔校勘〕

「太」…底本は「大」。抄本に従う。「己」…四庫本↓「巳」。「實」…抄本↓「寔」。「刑」…抄本↓「形」。「以受命之始年也」…底本・四庫本・抄本ともここで改行せず、以下の周武王の條と一續きにする。

〔注〕

- ① 狼星之精 『春秋感精符』（『春秋公羊傳』宣公三年正義）に、「感精符」云、滅虛者房。注云、文王房星之精、在東方、其色青、五星之謀是其義」。また同書（『太平御覽』八四皇王部九周文王）に、「孔子案、録書含觀、五常英人。知姬昌爲蒼帝精」。
- ② 母曰太任二句 「太」は「大」とも作るが、いま『史記』に仿う。『史記』四周年紀に、「太姜生少子季歷、季歷娶太任、皆賢婦人、生昌、有聖瑞」。『詩』大雅「大明」に、「大任有身、生此文王」。以下の記述、主として『史記』による。『列女傳』一周室三母に、「太任者、文王之母、摯任氏中女也。王季娶爲妃」。『詩含神霧』（『太平御覽』八四）に、「大任夢長人感己、生文王」。『河圖著命』（『太平御覽』一三五皇親部一王季妃）に、「太姬夢長人感己、生文王」。
- ③ 有胎云云 『列女傳』に、「及其有娠、目不視惡色、耳不聽淫

金樓子譯注（二）（興膳）

聲、口不出敖言、能以胎教。洩于豕牢、而生文王」。

- ④ 龍顏虎肩三句 『帝王世紀』（『藝文類聚』一二帝王部周文王等）に、「文王昌、龍顏虎肩、身長十尺、鬐有四乳」。『宋書』符瑞志も同じ。『春秋元命苞』（『太平御覽』八四等）に、「文王龍顏柔肩望羊」。また、「文王四乳、是謂含良、蓋法酒旗、布恩舒惠」。同注に、「酒者、乳也。乳天下之謂」。

- ⑤ 卽位爲西伯 『史記』周本紀に、「公季卒、子昌立、是爲西伯西伯曰文王」。

- ⑥ 有雀生鷦於殷城隅 雀の故事は他書に見えないが、同趣の表現に次のようなものがある。『說苑』敬慎に、「昔者殷王帝辛之時、爵生鳥於城之隅。工人占之曰、凡小以生巨、國家必祉、王名必倍」。『帝辛』は、紂王。『孔子家語』王義解にも、「昔者殷王帝辛之世、有雀生大鳥於城隅焉、占之曰、凡以小生大、則國家必王而名必昌」。『戰國策』宋衛にも、宋康王の時のこととして類話が見える。

- ⑦ 文王增脩政三句 『帝王世紀』（『初學記』九總叙帝王）に、「文王始修政、三年而天下二分歸之。入爲紂三公」。『淮南子』道應訓に、「文王砥德修政、三年而天下二垂歸之」。高誘注に、「砥、礪也。文王三分天下有其二也」。

- ⑧ 崇侯譖之於紂二句 ここでは崇侯が二度にわたって紂に文王を告げ口したとされるが、他書にその記述はない。『史記』では、崇侯の讒言をすぐに紂が信じて、文王を捕らえたことになっている。

⑨ 費仲又言於紂三句『韓非子』外儲說左下に、「費仲說紂曰、

『西伯昌賢、百姓悅之、諸侯附焉、不可不誅。不誅必爲殷患。』  
紂曰、「子言、義主、何可誅」。費仲曰、「冠雖穿弊、必戴於頭、  
履雖五采、必踐之於地。今西伯昌、人臣也。修義而人向之、卒  
爲天下患、其必昌乎。人人不以其賢爲其主、非可不誅也。且主  
而誅臣、焉有過」。紂曰、「夫仁義者、上所以勸下也。今昌好仁  
義、誅之不可」。三說不用、故亡」。費仲は、紂の嬖臣。『史記』  
殷本紀に、「用費中爲政、費中善諛好利、殷人弗親」。また注⑩  
參照。

⑩ 九年春三月二句『帝王世紀』（『太平御覽』八四皇王部九周  
文王）に、「文王合六州之諸侯以朝紂」。『逸周書』三程典解に、  
「維三月、既生魄、文王合六州之侯、奉勤于商」。

⑪ 崇侯虎又譖之三句『史記』周本紀に、「崇侯虎譖西伯於殷紂  
曰、「西伯積善累德、諸侯皆嚮之、將不利於帝」。帝紂乃囚西伯  
於羑里。閔天之徒患之、乃求有莘氏美女、驪戎之文馬、有熊九  
駒、他奇怪物、因殷嬖臣費仲而獻之紂。紂大說、曰、「此一物  
足以釋西伯、況其多乎」。乃赦西伯、賜之弓矢斧鉞、使西伯得  
征伐。曰、「譖西伯者、崇侯虎也」。西伯乃獻洛西之地、以請紂  
去炮烙之刑。紂許之」。

⑫ 雖有憂患云云『史記』周本紀に、「其囚羑里、蓋益易之八卦  
爲六十四卦」。同太史公自序に、「昔西伯拘羑里、演『周易』」。  
「憂患」は、『易』繫辭傳下に、「易之興也、其於中古乎。作  
易者、其有憂患乎」。また、「易之興也、其當殷之末世、周之盛

德邪、當文王與紂之事邪」。

⑬ 時謂西伯爲聖云云『帝王世紀』（『藝文類聚』一二帝王部二  
周文王）に、「文王之長子曰伯邑考、質于殷、爲紂御。紂烹以  
爲羹、賜文王、曰、「聖人當不食其子羹」。文王得而食之。紂曰、  
『誰謂西伯聖者、食其子羹、尚不知也』」。『琴操』（『藝文類  
聚』一一）に、「是時崇侯虎與文王列爲諸侯、德不及文王、常  
嫉妬之。乃譖文王於紂曰、「西伯昌聖人也。長子發・中子旦、  
皆聖人也。三聖合謀、君其慮之」。乃囚文王於羑里、將欲殺之」。  
⑭ 紂謂西伯曰云云 紂のことばは、注⑩參照。『說苑』雜言篇  
に、「昔者、費仲・惡來革、長鼻決耳。崇侯虎順紂之心、欲以  
合於意」。

⑮ 四十三年春正月庚子朔云云『帝王世紀』（『史記』周本紀正  
義）に、「文王即位四十二年、歲在鶉火、文王更爲受命之元年、  
始稱王矣」。『逸周書』酆保解に、「維二十三祀、庚子朔、九州  
之侯、咸格于周。王在酆、味爽、立于少庭」。清・朱右曾校釋  
に、「文王即位四十二年受命、於是伐崇而作酆邑。云二十三祀  
非也。以周曆推之、文王四十三年十一月爲庚子朔。蓋古文字  
續畫相重、故誤耳」。

⑯ 五緯聚房心二句『唐開元占經』一九五星占二に、「詩緯」  
曰、「五緯聚房爲義者、受福行、惡者亡」、注に「帝王世紀」を  
引いて、「文王在豐、九州諸侯咸至、五星聚於房」。『春秋元命  
苞』（『藝文類聚』一〇符命部）に、「殷紂之時、五星聚於房。  
房者蒼神之精、周據而興」。また同書（『初學記』九總敘帝王）

に、「姬昌蒼帝之精、位在房心。」『宋書』符瑞志上に、「孟春六旬、五緯聚房。」「五緯」は、金・木・水・火・土の五星。「房心」は、東方七宿の第四房と心。『漢書』天文志に、「東宮蒼柳、房・心」。

- ①⑦ 時有烏銜丹書二句『呂氏春秋』應同に「及文王之時、天先見火、赤鳥銜丹書、集於周社。」「帝王世紀」（『太平御覽』三九八八人事部三九吉夢下）に、「文王自程徙都鄆。季秋之月甲子、赤雀銜丹書、入鄆、止于文王之戶、言天命歸周之意。先是文王夢日月之光着身。」「尚書中候」（『藝文類聚』一〇符命部符命）に、「季秋、赤雀銜丹書、入鄆、止于昌戶。昌拜稽首、受最（注、最、要者也）曰、姬昌蒼帝子。」「尚書帝命驗」（『太平御覽』八四）に、「季秋之月甲子、赤雀銜丹書、入鄆、止昌戶。拜稽首。」「墨子』非攻下に、「赤雀銜珪、降周之岐社、曰、『天命周文王伐殷有國。』。」「宋書』符瑞志上に、「季秋之甲子、赤爵銜書及豐、止于昌戶、昌拜稽首受之。其文要曰、『姬昌、蒼帝子、亡殷者紂王』。」「史記』周本紀に、「西伯之臣閔天之徒、求美女奇物善馬以獻紂、紂乃赦西伯。西伯出而獻洛西之地、以請除炮烙之刑。紂乃許之、賜弓矢斧鉞、使得征伐、爲西伯。」「赤壤之國」は、『韓非子』難二に、「昔者文王侵孟、克莒、擧鄆、三舉事而紂惡之。文王乃懼、請入洛西之地、赤壤之國、方千里、以請解炮烙之刑、天下皆悅。」

①⑧ 炮烙之刑『史記』殷本紀に、「於是紂乃重刑辟、有炮烙之

法」。集解に「列女傳」を引いて、「膏銅柱、下加之炭、令有罪者行焉、輒墮炭中、妲己笑、名曰炮烙之刑」。索隱に、鄒誕生の説を引いて、「見蟻布銅斗、足廢而死。於是爲銅格、炊炭其下、使罪人步其上」。

②⑩ 有鳳凰銜書而至二句『宋書』符瑞志上に、「後有鳳皇銜書、游文王之都。書又曰、『殷帝無道、虐亂天下、皇命已移、不得復久、靈祇遠離、百神吹去、五星聚房、昭理四海』。」「文王

②⑪ 是歲即位云云『帝王世紀』（『史記』周本紀正義）に、「文王即位四十二年、歲在鶉火、文王更爲受命之元年、始稱王矣。」

②⑫ 化被江漢之域『帝王世紀』（『太平御覽』八四）に、「始文王繼父爲西伯、都於雍州之地。及受命、復兼梁荆二州、化被于江漢之域。於是諸侯歸附之者六州。」「詩』周南「漢廣」序に、「漢廣、德廣所及也。文王之道、被于南國、美化行乎江漢之域、無思犯禮、求而不可得也」。毛傳に、「紂時淫風徧於天下、維江漢之域、先受文王之教化」。

②⑬ 受命之始年『史記』周本紀に、「詩人道西伯、蓋受命之年稱王、而斷虞・芮之訟。後十年而崩、諡爲文王」。

③⑭ 周武王發、望羊高視、齟齬、生而有光。太公・周公作輔。武王渡河伐紂、中流白魚躍入舟、長一尺四寸。一說云丹鯉、未知孰是。武王俯取以祭。既渡、有火至於王屋、流爲烏、其色赤、其聲魄。云是時諸侯不期而會盟津者八百。

諸侯皆曰、「<sup>⑥</sup>紂可伐也<sup>⑦</sup>」。武王曰、「未可」、乃還歸。

居二年、聞紂昏亂暴虐滋甚、殺王子比干、囚箕子。太師疵・少師彊抱其樂器而奔周。戊午、師渡盟津、諸侯咸會、共行天罰。<sup>⑦</sup>甲子昧爽、<sup>⑧</sup>武王朝至於商郊牧野、乃誓。武王左仗黃鉞、右秉白旄。

紂聞武王來、亦發兵七十萬人、距武王。紂師雖衆、皆無戰心、心欲武王亟入。及紂師皆倒兵以戰、以開武王。武王馳之、持太白旗以麾、諸侯畢拜武王。王乃揖諸侯、諸侯畢從。武王至商國、商百姓待於郊。於是天錫黃鳥之旗。<sup>⑩</sup>遂入、至紂死所。武王身射之三發、而後下車以輕劍擊之、以黃鉞斬紂頭、懸之太白之旗。

肅詹氏獻石磬楛矢、苦庭之國獻文犀紫駝。命釋百姓之囚、<sup>⑪</sup>表商容之閭。命南宮括散鹿臺之財、發巨橋之粟、以賑貧弱。<sup>⑫</sup>時夷雍之子名伯夷・叔齊、<sup>⑬</sup>不食周粟、餓於首陽。<sup>⑭</sup>依麋鹿以爲羣、叔齊起害鹿、鹿死。伯夷恚之而死。<sup>⑮</sup>

周の武王發は、遠く高く見わたす視力があり、二枚齒で、誕生のときには光り輝いた。太公望と周公旦とを輔佐役と

していた。武王が黄河を渡って紂を伐つたとき、河の途中で白魚が舟に飛び入り、一尺四寸もの長さがあつた。一説には赤い鯉だつたともいうが、事實のほどは分からない。武帝は身をかがめて魚を取り祭つた。渡り終えると、「火が上から下へと下つてきて」、王の住む家まで来ると、烏に變身して、その色は赤く、「ハク」と鳴いた。この時、期せずして盟津に會した諸侯が八百人あつた。諸侯はみな「紂は伐つべきです」といったが、武王は「まだその時期ではない」といい、そこで軍を引き返した。

二年たち、紂の淫亂と暴虐はますます甚だしく、王子比干を殺し、箕子を捕らえたことが傳わつた。太師の疵と少師の彊とはその樂器を抱えて周に亡命してきた。戊午の日、軍は盟津を渡り、諸侯はすべて會して、謹んで天罰を行なうことになつた。甲子の日の早朝、武王はあげがた商郊（殷の都の郊外）の牧野に至り、そこで誓いを立てた。武王は左手に黄金のまさかりを杖つき、右手に白い旄牛の旗を持つていた。

紂王は武王が来ると聞いて、また兵七十萬を出して、武



王を防いだ。紂の軍は数は多くても、みな戦意を無くして  
いて、心中では武王が早く入って来てほしいと願っていた。  
紂の軍はみな武器を逆さまにして戦い、武王に道を開いた。  
武王はそこを馳せぬけ、太白の旗を持ってさしまねくと、  
諸侯はことごとく武王を拜した。武王はそこで諸侯に會釋  
を返し、諸侯はすべて後に従った。武王が商（殷）の國都  
に到着すると、商の民衆は郊外で出迎えた。かくて天は黃  
鳥の旗を彼に賜った。そこで入城し、紂の死んだ場所に  
至った。武王は自ら矢三發を放つてのち、車を下りて輕劍  
で紂の死體を打ち、黄金のまさかりで紂の首をはね、それ  
を太白の旗に掛けた。

肅慎氏は石の矢じりと楛木の矢を献上し、苦庭の國はあ  
やある犀と紫の駱駝を献上した。命を發して獄にある民衆  
を釋放し、商容の住む村を顯彰した。また南宮括に命じて  
鹿臺の財を分かち與え、巨橋の穀倉を開いて、貧窮者に施  
した。

時に夷雍の子の伯夷・叔齊は、周の粟を食らわず、首陽  
山で飢えに瀕していた。彼らは鹿と共に暮らしていたが、

叔齊が起つて鹿を傷つけると、鹿は死んでしまった。伯夷  
はそれに腹を立てて死んだ。

〔校勘〕

「周武士發」…底本はじめ諸本ともここで改行せず、文王の記事  
に續ける。謝校は「周」字上に一線を畫して、獨立の章とすべき  
ことを示す。「紂可伐也武王曰」…底本はこの七字を缺く。謝校及  
び百子本・筆記大觀本により補う。「二年」…諸本とも「一年」。  
謝校に従う。百子本・筆記本も同じ。「彊」…四庫本↓「強」。  
「商」…抄本↓無。「太」…底本は「大」に作るが、四庫本・抄本  
に従う。

〔注〕

① 望羊高視「望羊」は、遠くを眺めるさまをいう疊韻の語で、  
「望伴」「望陽」とも書き、聖人の相とされる。「釋名」釋姿容  
に、「望伴、伴、陽也。言陽氣在上、舉頭高、似若望之然也」。  
『白虎通德論』聖人に、「武王望羊、是謂攝揚、盱目陳兵、天  
下富昌」。『論衡』骨相篇に、「武王望陽」。同五増篇に、「武王  
之相、望羊而已」。『宋書』符瑞志上に、「武王齟齒望羊」。

② 齟齒 やはり聖人の相。『春秋元命苞』（『初學記』九總敘帝  
王）に、「武王齟齒、是謂剛強。宋均注曰、重齒以爲表」。また  
注①参照。

③ 太公・周公作輔 『史記』四周年紀に、「武王即位、太公望爲師、周公旦爲輔、召公・畢公之徒左右王、師脩文王緒業」。以下も、基本的に周年紀にもとづく。

④ 武王渡河伐紂云云 『史記』周年紀に、「武王渡河、中流、白魚躍入王舟中、武王俯取以祭。既渡、有火自上復于下、至于王屋、流爲鳥、其色赤、其聲魄云。是時、諸侯不期而會盟津者八百諸侯、諸侯皆曰、『紂可伐矣』。武王曰、『女未知天命、未可也』。乃還師歸」。集解に、「鄭玄曰、書說云鳥有孝名。武王卒父大業、故烏瑞臻。赤者、周之正色也」。鳥の鳴き聲「魄」は、「八百」の「ハツ」と「ハク」に掛けたものであろう。集解に引く馬融注は、「魄然、安定意也」という。『尚書中候』（『太平御覽』八四皇王部九武王）に、「渡于盟津、中流、受文命、待天謀。白魚躍入王舟、王俯取魚、長三尺、赤文、有字題目、下名授右。有火自天、出于王屋、流爲赤鳥、五至以穀俱來」。

⑤ 諸侯皆曰云云 底本は「紂可伐也武王曰」七字を缺くが、『史記』周年紀に従う。

⑥ 居二年云云 『史記』周年紀に、「居二年、聞紂昏亂暴虐滋甚、殺王子比干、囚箕子。太師疵・少師彊抱其樂器而奔周。於是武王徧告諸侯曰、『殷有重罪、不可以不畢伐』。乃遷文王、遂率戎車三百乘、虎賁三千人、甲士四萬五千人、以東伐紂」。

⑦ 戊午四句 『史記』周年紀に、「十一年十二月戊午、師畢渡盟津、諸侯咸會。曰、『孳孳無怠』。武王乃作太誓、告于衆庶。『今殷王紂乃用其婦人之言、自絶于天、毀壞其三正、離邊其王

父母弟、乃斷弃其先祖之樂、乃爲淫聲、用變亂正聲、怡說婦人。故今予發維共行天罰。勉哉夫子、不可再、不可三』。『尚書』泰誓序に、「惟十有一年、武王伐殷。一月戊午、師渡孟津、作泰誓三篇」。

⑧ 甲子昧爽云云 『史記』周年紀に、「二月甲子昧爽、武王朝至于商郊牧野、乃誓。武王左杖黃鉞、右秉白旄以麾」。『尚書』牧誓序に、「武王戎車三百兩、虎賁三百人、與受戰于牧野、作牧誓」とあり、「牧誓」冒頭に、「時、甲子昧爽、王朝至于商郊牧野、乃誓。王左杖黃鉞、右秉白旄以麾」。

⑨ 紂聞武王來云云 『史記』周年紀に、「帝紂聞武王來、亦發兵七十萬人距武王。武王使師尚父與百夫致師、以大卒馳帝紂師。紂師雖衆、皆無戰之心、心欲武王亟入。紂師皆倒兵以戰、以開武王。武王馳之、紂兵皆崩畔紂。紂走、反入登于鹿臺之上、蒙衣其殊玉、自燔于火而死。武王持大白旗以麾諸侯、諸侯畢拜武王、武王乃揖諸侯、諸侯畢從。武王至商國、商國百姓咸待於郊。於是武王使羣臣告語商百姓曰、『上天降休』。商人皆再拜稽首、武王亦答拜。遂入、至紂死所。武王自射之、三發而后下車、以輕劍擊之、以黃鉞斬紂頭、縣大白之旗」。同じ史實を描く記事が『逸周書』克殷解にも見える。

⑩ 天錫黃鳥之旗 『墨子』非攻篇下に、「武王乃攻狂夫、反商之周、天賜武王黃鳥之旗」。

⑪ 遂入云云 『逸周書』克殷解に、「先入、適王所、乃尅射之三發、而後下車、而擊之以輕呂、斬之以黃鉞、拆懸諸太白、適二

女之所、乃既縊。王又射之三發、乃右擊之以輕呂、斬之以玄鉞、懸諸小白、乃出場于厥軍。『墨子』明鬼篇下に、「武王遂奔入宮、萬年梓株、折紂而繫之赤環、載之白旗、以爲天下諸侯繆」。

⑫ 肅督氏獻石弩稽矢 『國語』魯語下に、「仲尼在陳、有隼集于陳侯之庭而死、稽矢貫之、石弩其長尺有咫。陳惠公使人以隼如仲尼之館問之。仲尼曰、「隼之來也遠矣、此肅慎氏之矢也。昔武王克商、通道于九夷百蠻、使各方賄來貢、使無忘職業。於是肅慎氏貢稽矢石弩、其長尺有咫。先王欲昭其令德之致遠也、以示後人、使永監焉。故銘其栝曰肅慎氏之貢矢、以分大姬、配虞胡公而封諸陳。云云」。韋昭注に、「肅慎、北夷之國、故隼來遠矣。傳曰、肅慎・燕・亳、吾北土也」。

⑬ 苦庭之國獻文犀紫駝 『田俵之』（『稽瑞』）に、「周武王時、倉庭國獻文章駝」。

⑭ 命釋百姓之囚云云 『史記』周本紀に、「已而命召公釋箕子之囚。命畢公釋百姓之囚、表商容之閭。命南宮括散鹿臺之財、發鉅橋之粟、以賑貧弱萌隸」。殷本紀にも、「釋箕子之囚、封比干之墓、表商容之閭」とある。

⑮ 商容 殷の賢人。『史記』三殷本紀に、「商容賢者、百姓愛之、紂廢之」。『淮南子』主術訓の高誘注では、「老子の師とする」。

⑯ 鹿臺之財 『史記』殷本紀に、「紂王之暴政ふりを述べて、「厚賦稅以實鹿臺之錢、而盈鉅橋之粟」という。集解に、「如淳曰、「新序」云、「鹿臺、其大三里、高千尺。瓚曰、「鹿臺、臺名、今在朝歌城中」。正義に、「括地志」云、「鹿臺在衛州衛縣西南

三十二里」。

⑰ 鉅橋之粟 『史記』殷本紀の集解に、「鉅橋、倉名。許慎曰、「鉅鹿水之大橋也、有漕粟也」。索隱に、「鄒誕生云、「鉅、大。橋、器名也。紂厚賦稅、故因器而大其名」」。

⑱ 時夷雍之子名伯夷・叔齊云云 「夷雍」は、未詳。「伯夷・叔齊」は、『史記』伯夷列傳に、「伯夷・叔齊、孤竹君之二子也。父欲立叔齊、及父卒、叔齊讓伯夷。伯夷曰、「父命也」。遂逃去。叔齊亦不肯立而逃之。國人立其中子。於是伯夷・叔齊聞西伯昌善養老、盡往歸焉。及至、西伯卒、武王載木主、號爲文王、東伐紂。伯夷・叔齊叩馬而諫曰、「父死不葬、爰及干戈、可謂孝乎。以臣弑君、可謂仁乎」。左右欲兵之、太公曰、「此義人也」。扶而去之。武王已平殷亂、天下宗周、而伯夷・叔齊恥之、義不食周粟、隱於首陽山、采薇而食之。及餓且死、作歌。其辭曰、「登彼西山兮、采其薇矣。以暴易暴兮、不知其非矣。神農・虞・夏忽焉沒兮、我安適歸矣。于嗟徂兮、命之衰矣」。遂餓死於首陽山」。

⑲ 餓於首陽 『論語』季子篇に、「齊景公有馬千駟、死之日、民無德而稱焉。伯夷・叔齊餓於首陽之下、民到于今稱之、其斯之謂與」。

⑳ 依粟鹿以爲羣 粟鹿と群を同じくする生活は、儒教の倫理感覺からすれば違和感がある。『論語』微子篇に、「夫子憮然曰、「鳥獸不可與同群也。吾非斯人之徒與、而誰與」。東方朔「七諫」・初放に、「死日將至兮、與麋鹿同坑」。

⑳ 叔齊起害鹿云云 伯夷・叔齊に關するこの異聞は、原據未詳。

14 漢高祖名季。<sup>①</sup> 父名執嘉。<sup>②</sup> 母曰含始。<sup>③</sup> 入池中浴、見玉雞

銜赤珠、名曰玉英、吞之有孕。昔孔子夢三槐間、豐・沛邦  
有赤蛇、化爲黃玉、<sup>\*</sup> 上有文曰卯金刀字、此其瑞矣。

帝美髭髯、隆準。<sup>⑤</sup> 容受直言、好謀多欲、平秦楚之難、撥  
亂反正。<sup>⑥</sup> 雖不脩文學、而性明達聰。自監門戍卒、見之如舊。<sup>⑧</sup>

初從民心、作三章之約。<sup>⑨</sup> 天下既定、命蕭何次律令、韓信申  
軍法、張蒼定章程、<sup>⑩</sup> 叔孫通定禮儀、陸賈造新語。<sup>⑬</sup> 又與功臣

剖符作誓、<sup>⑭</sup> 丹書鐵券、<sup>⑮</sup> 金匱石室、<sup>⑯</sup> 藏之宗廟。雖日不暇給、  
規模宏遠矣。<sup>⑰</sup>

漢の高祖は名を季という。父の名は執嘉。母は含始とい  
い、池に入って水浴びしていた折りに、玉雞が玉英という  
名の赤い珠をくわえているのを見つけ、それを吞んで身ご  
もった。昔、孔子が三本の槐の木の間で夢を見たが、それ  
は豊・沛の地域に赤い蛇がいて、化して黃玉となり、上に

「卯金刀」の文字があるというもので、それが瑞兆となつ  
た。

帝はりっぱな髭髯をたくわえ、鼻筋が高かった。よく直  
言を受け入れ、はかりごとを好み意欲盛んな性格で、秦・  
楚の戦亂を平定し、亂れた世を正しい秩序に戻した。學問  
は修めなかつたが、生まれつき聰明達識の資質があつた。  
門番や兵卒上がりの者とも、舊知のように接した。最初、  
民心に従つて、法は三章とする約束をした。天下が平定さ  
れてのちには、蕭何に命じて律令を整え、韓信に軍法を述  
べさせ、張蒼に章程（曆法と度量法）を定めさせ、叔孫通  
に禮儀を制定させ、陸賈に『新語』を作らせた。また功臣  
たちと割り符を分かつて誓約をし、誓いを朱書した鐵券を、  
金屬や石で造つた匱や箱に納めて、宗廟に收藏した。休む  
いとまさえない日々だったが、遠大な國の規模を定めた。

〔校 勘〕

「含」…四庫本 ↓ 「含」。「上」…抄本 ↓ 「土」。

〔注〕

① 漢高祖名季、『史記』八高祖本紀に、「高祖、沛豐邑中陽里人。姓劉氏、字季」。在位前二〇六一前一九五。以下の記述、主として『史記』による。

② 父名執嘉 『帝王世紀』（初學記）九總敘帝王に、「漢出自帝堯、劉姓也。豐公生執嘉、即太上皇也。』『宋書』一七符瑞志上に、「漢高帝父曰劉執嘉。執嘉之母、夢赤鳥若龍戲己、而生執嘉、是爲太上皇帝。』『史記』では、「父曰太公」とする。

③ 母曰含始云云 『帝王世紀』（太平御覽）八七皇王部一二漢高祖皇帝による。「太上皇之妃曰媼、是爲昭靈后、名含始。遊於洛池、有玉鸚銜赤珠出、刻曰玉英、吞此者王。含始吞之、生邦字季。』『宋書』符瑞志上もこの説を取る。「母名含始、是爲昭靈后。昭靈后游於洛池、有玉鸚銜赤珠、刻曰玉英、吞此者王。昭靈后取而吞之。又寢於大澤、夢與神遇。是時雷電晦冥、太上皇視之、見蛟龍在其上、遂有身而生季、是爲高帝。』『史記』では、龍の感生帝説のみを記す。「其先劉媪嘗息大澤之陂、夢與神遇。是時雷電晦冥、太公往視、則見蛟龍於其上。已而有身、遂產高祖。』『漢書』高帝紀も同じ。

④ 昔孔子夢三槐間云云 『宋書』符瑞志上に、「魯哀公十四年、孔子夜夢三槐之間、豐・沛之邦、有赤煙氣起、乃呼顏淵・子夏往視之。驅車到楚西北范氏街、見芻兒摘鱗、傷其左前足、薪而覆之。孔子曰、『兒來、汝姓爲赤誦、名子喬、字受紀』。孔子曰、『汝豈有所見邪』。兒曰、『見一禽、巨如羔羊、頭上有角、其末

有肉』。孔子曰、『天下已有主也、爲赤劉、陳・項爲輔、五星入井從歲星』。兒發薪下鱗示孔子、孔子趨而往、鱗蒙其耳、吐三卷圖、廣三寸、長八寸、每卷二十四字、其言亦劉當起、曰、『周亡、赤氣起、大耀興、玄丘制命、帝卯金』。孔子作『春秋』制『孝經』、既成、使七十二弟子向北辰星磬折而立、使曾子抱河・洛事北向。孔子齋戒向北辰而拜、告備于天曰、『孝經四卷、春秋・河・洛凡八十一卷、謹已備』。天乃洪鬱起白霧摩地、赤虹自上下、化爲黃玉、長三尺、上有刻文。孔子跪受而讀之曰、『寶文出、劉季握。卯金刀、在軫北。字禾子、天下服。』『搜神記』八にも、同内容の文がある。

⑤ 帝美髯髻二句 『史記』高祖本紀に、「高祖爲人、隆準而龍顏、美須髯、左股有七十二黑子。』『漢書』一高帝紀も同じ。「隆準」は、髯成湯の項參照。

⑥ 撥亂反正 『春秋公羊傳』哀公十四年に、「君子曷爲爲春秋。撥亂世、反諸正、莫近諸春秋」。

⑦ 雖不脩文學云云 以下の記述はほぼ全面的に『漢書』高帝紀下による。「初高祖不脩文學、而性明達、好謀能聽、自監門戍卒、見之如舊。初順民心作三章之約。天下既定、命蕭何次律令、韓信申軍法、張蒼帝章程、叔孫通制禮儀、陸賈造『新語』。又與功臣剖符作誓、丹書鐵契、金匱石室、藏之宗廟。雖日不暇給、規摹弘遠矣。』「命蕭何次律令」以下は、『史記』太史公自序に、「於是漢興、蕭何次律令、韓信申軍法、張蒼爲章程、叔孫通定禮儀、則文學彬彬稍進、詩・書往往間出矣」とある。

⑧ 自監門戍卒二句 たとえば高祖に仕えた儒者酈食其は、「監門」の出身だった。「史記」九七酈生陸賈列傳に、「酈生食其者、陳留高陽人也。好讀書、家貧落魄、無以爲衣食業、爲里監門吏」。正義に『戰國策』を引いて、「夫監門閭里、士之賤也」。「戍卒」とは、劉敬（婁敬）をいうか。『史記』九九劉敬叔孫通列傳に、「劉敬者、齊人也。漢五年、戍隴西、過洛陽、高帝在焉」。以下に高祖と劉敬の問答が記される。また『漢書』高帝紀下に、「戍卒婁敬求見、説上曰、「陛下取天下與周異、而都雒陽、不便、不如入關、據秦之固」。上以問張良、良因勸上。是日車駕西都長安。拜婁敬爲奉春君、賜姓劉氏」。

⑨ 初從民心二句 『史記』高祖本紀に、「召諸縣父老豪傑曰、「父老苦秦苛法久矣、誹謗者族、偶語者弃市。吾與諸侯約、先入關者王之、吾當王關中。與父老約、法三章耳。殺人者死、傷人及盜抵罪、餘悉除去秦法。云云。」「法三章」のことは、淮陰侯列傳にも見える。

⑩ 命蕭何次律令 『史記』五三蕭相國世家に、「漢二年、漢王與諸侯擊楚、何守關中、待太子、治櫟陽。爲法令約束、立宗廟社稷宮室縣邑、輒奏上、可、許以從事。即不及奏上、輒以便宜施行、上來以聞」。

⑪ 章程 『漢書』高帝紀下の注に、「如淳曰、章、曆數之章術也。程者、權衡丈尺斗斛之平法也。師古曰、程、法式也」。

⑫ 叔孫通定禮儀 『漢書』禮樂志に、「漢興、撥亂反正、日不暇給、猶命叔孫通制禮儀、以正君臣之位。高祖説而歎曰、「吾乃

今日知爲天子之貴也」。以通爲奉常、遂定儀法、未盡備而通終」。

⑬ 陸賈造新語 『史記』酈生陸賈列傳に、「陸賈者、楚人也。以客從高祖定天下、名爲有口辯士、居左右、常使諸侯。……陸生時時前説稱詩・書。高帝罵之曰、「迺公居馬上而得之、安事詩・書」。陸生曰、「居馬上得之、寧可以馬上治之乎。且湯・武逆取而以順守之、文武並用、長久之術也。昔者吳王夫差・智伯極武而亡、秦任刑法不變、卒滅趙氏。鄉使秦已并天下、行仁義、法先聖、陛下安得而有之」。高帝不懌而有慙色。迺謂陸生曰、「試爲我著秦所以失天下、吾所以得之者何、及古成敗之國」。陸生迺粗述存亡之徵、凡著十二篇。每奏一篇、高帝未嘗不稱善、左右呼萬歲、號其書曰『新語』」。

⑭ 又與功臣剖符作誓 『漢書』高帝紀下注に、「如淳曰、謂功臣表誓『使河如帶、泰山若厲、國乃滅絕』」。

⑮ 鐵券 『文心雕龍』書記篇に、「券者、束也。明白約束、以備情僞、字形半分、故周稱判書。古有鐵券、以堅信誓。王褒犇奴則券之諧也」。

⑯ 金匱石室 『漢書』高帝紀下注に、「如淳曰、金匱、猶金滕也。師古曰、以金爲匱、以石爲室、重緘封之、保慎之義」。

⑰ 雖日不暇給二句 『漢書』高帝紀下注に、「師古曰、取喻規摹、謂立制垂範也。給、足也。日不暇足、言衆事繁多、常汲汲也」。また禮樂志注に、「師古曰、撥去亂俗而還之於正道也。給、足也。言事務殷多、日日修造、尙不能足、故無暇也」。

15 漢太宗恒即位、宮室苑囿車騎服御、無所增益。有不便、輒弛以利民。嘗欲作露臺、臺基已成、將構、召匠計之、直百金。乃曰、「百金、中人十家之產也。吾奉先帝宮室、嘗羞之、何以臺爲」。

身衣弋綈<sup>⑤</sup>、所幸慎夫人、衣不曳地、幃帳無文繡。常集上書囊以爲殿帷、兵器無刃<sup>⑦</sup>、以示敦朴、爲天下先。葬霸陵、皆瓦屋、不以金銀銅鐵爲飾、因山不起墳。

南粵尉佗自立爲帝、召佗兄弟、以德懷之、佗遂稱臣。與匈奴結和親、而背約入盜。令邊備守、不發兵深入、恐煩百姓。吳王濞詐病不朝、錫以几杖<sup>⑩</sup>。羣臣袁盎等諫雖切、常假借納用焉。張武等受賂金錢<sup>⑪</sup>、覺、更加賞賜、以愧其心。專務以德化民、是以海內殷富、興於禮儀、斷獄數百、幾致刑措<sup>⑬</sup>。

至於中宗宣帝<sup>⑭</sup>、樞機周密、品式備具、工巧器械、先代莫及。民畏其法、吏奉其職矣。

漢の太宗恆（文帝）は即位すると、宮室・庭園・車馬・服御など、何一つとして増やすことがなかった。不都合な

ところがあれば、いつもとりやめて民の利益を圖った。かつて露臺を作ろうとして、臺の基礎が完成し、いざ構築しようというとき、工匠を呼んで見積もりをさせたところ、百金の費用がかかるということだった。そこで太宗はいった。「百金といえは、中程度の家十軒の財産だ。私は先帝の宮室をいただいているが、いつもそれをもつたいなく思っており、どうして臺など建てられよう」。

身には黒い粗織りの服をまとい、寵愛した慎夫人は、地に引きずるような衣は着ず、とばりには刺繡を施さなかった。常に上書の袋を集めて殿中のとばりとし、兵器には刃をなくし、天下に率先して、質朴さを示した。霸陵に葬られたが、陵内はすべて瓦で造らせ、金銀銅鐵による裝飾を施さず、陵墓は山を利用して新たな墳を造營しなかった。

南粵の尉佗が自ら立って帝となったが、文帝は佗の兄弟を招き、徳によって懐柔したので、佗は臣従するようになった。匈奴と和親を結んだが、匈奴は盟約に背き侵入して盜賊行爲をはたらいた。文帝は國境を防備させはしたが、

兵を發して深く匈奴の地に侵入することはしなかつた。民衆に迷惑をかけるのを恐れたからである。吳王濞が病といつわつて入朝しなかつたときには、「みまいに」几と杖を賜つた。袁盎ら群臣の諫言が厳しくても、いつもおつとりと構えて受け入れた。張武らが賄賂で金錢を受けて、發覺した際は、さらに賞賜を與えて、その心を恥じいらせた。もつぱら徳によつて民を教化すべく務めたので、國內は豊かになり、禮儀が榮えて、裁判を受ける者は數百人ほどで、ほとんど刑罰を用いない状態になつた。

中宗宣帝に至ると、國家の機構はしつかり整い、制度も具備して、工藝や器械は、先の世が及ばぬほどだった。民衆は法律を恐れかしこみ、役人は職務を忠實に果たした。

〔校 勘〕

〔結〕…四庫本無。〔宣〕…四庫本・抄本↓「憲」。  
 〔佗〕…抄本↓「陀」。

〔注〕

① 漢太宗恆即位云云 文帝恆は、高祖の四男。母は薄姬。初め

代王に封ぜられ、呂氏の專斷による王朝の危機を経て、帝位に推戴された。在位前一八〇—前一五七。文帝の章は、ほぼ全面的に『漢書』四文帝紀贊を踏襲する。文帝紀贊には以下のよう  
 いう。「孝文皇帝即位二十三年、宮室苑囿車騎服御、無所增益。有不便、輒弛以利民。嘗欲作露臺、召匠計之、直百金。上曰、『百金、中人十家之産也。吾奉先帝宮室、常恐羞之、何以臺爲』。身衣弋織、所幸慎夫人、衣不曳地、帷帳無文繡、以示敦朴、爲天下先。治霸陵、皆瓦器、不得以金銀銅錫爲飾、因其山、不起墳。南越尉佗自立爲帝、召貴佗兄弟、以德懷之、佗遂稱臣。與匈奴結和親、後而背約入盜、令邊備守、不發兵深入、恐煩百姓。吳王詐病不朝、賜以几杖。羣臣袁盎等諫說雖切、常假借納用焉。張武等受賂金錢、覺、更加賞賜、以媿其心。專務以德化民、是以海內殷富、興於禮義、斷獄數百、幾致刑措。嗚呼、仁哉」。これは『史記』十孝文本紀にもとづく。漢を最盛期に導いた武帝ではなく、萬事儉約質素を宗とした文帝を取り上げたところに『金樓子』の特色がある。

- ② 輒弛以利民 『漢書』文帝紀注に、「師古曰、弛、廢弛、音式爾反」。
- ③ 露臺 文帝紀注に、「師古曰、今新豐縣南驪山之頂有露臺鄉、極爲高顯、猶有文帝所欲作臺之處」。『漢書』八六王嘉傳に、「財皆民力所爲、孝文皇帝欲起露臺、重百金之費、克已不作」。
- ④ 中人十家之産 文帝紀注に、「師古曰、中謂不富不貧」。
- ⑤ 身衣弋織 文帝紀注に、「如淳曰、弋、皂也。賈誼曰、『身衣



皂綈。師古曰、弋、黑色也。綈、厚繒。綈音大奚反。」

⑥ 愼夫人 『史記』四九外戚世家に、「文帝幸邯鄲愼夫人・尹姬、皆母子」。

⑦ 常集上書囊以爲殿帷二句 『漢書』六五東方朔傳に、「願近述孝文皇帝之時、當世耆老皆聞見之。貴爲天子、富有四海、身衣弋綈、足履革屨、以韋帶劍、莞蒲爲席、兵木無刃、衣繻無文、集上書囊以爲殿帷。以道德爲麗、以仁義爲準。於是天下望風成俗、昭然化之」。注に、「服虔曰、兵器如木而無刃、言不大治兵器也」。また「師古曰、繻、亂絮也。言內有亂絮、上無文綈也。繻音於粉反」。

⑧ 南越尉佗自立爲帝云云 『史記』一一三南越列傳に、「南越王尉佗者、眞定人也、姓趙氏。……秦已破滅、佗即擊并桂林・象郡、自立爲南越武王。……及孝文帝元年、初鎮撫天下、使告諸侯四夷從代來即位意、喻盛德焉。乃爲佗親家在眞定、置守邑、歲時奉祀。召其從昆弟、尊官厚賜寵之。詔丞相陳平等舉可使南越者、平言好時陸賈、先帝時習使南越。迺召賈以爲太中大夫、往使。因讓佗自立爲帝、曾無一介之使報者。陸賈至南越、王甚恐、爲書謝、稱曰、……乃頓首謝、願長爲藩臣、奉貢職」。

⑨ 與匈奴結和親云云 『史記』一一〇匈奴列傳によれば、文帝は即位後さまざまの手段で匈奴の懷柔策を試みたが、決定的な成功を収めることはなかった。文帝最晩年における匈奴との關係を示す記事を擧げる。「軍臣單于立四歲、匈奴復絕和親、大入上郡・雲中各三萬騎、所殺略甚衆而去。於是漢使三將軍軍屯

北地、代屯句注、趙屯飛狐口、緣邊亦各堅守以備胡寇。又置三將軍、軍長安西細柳・渭北棘門・霸上以備胡。胡騎入代句注邊、烽火通於甘泉・長安。數月、漢兵至邊、匈奴亦去遠塞、漢兵亦罷。後歲餘、孝文帝崩、孝景帝立、而趙王遂乃陰使人於匈奴」。

⑩ 吳王濞詐病不朝二句 『史記』一〇五吳王濞列傳に、「吳王濞者、高帝兄劉仲之子也。……孝文時、吳太子入見、得侍皇太子飲博。吳太子師傅皆楚人、輕悍、又素驕。博爭道、不恭、皇太子引博局提吳太子、殺之。於是遣其喪歸葬。至吳、吳王愾曰、「天下同宗、死長安即葬長安、何必來葬爲」。復遣喪之長安葬。吳王由此稍失藩臣之禮、稱病不朝。……於是天子乃赦吳使者歸之、而賜吳王几杖、老不朝」。

⑪ 羣臣袁盎等諫雖切二句 袁盎は諫言を貫いた人物。『史記』太史公自序に、「敢犯顔色以達主義、不顧其身、爲國家樹長畫」。諫言の激しさのため、煙たがられることもあった。『史記』一〇一袁盎龍錯列傳には、「然袁盎亦以數直諫、不得久居中、調爲隴西都尉」とある。

⑫ 張武等受賂金錢云云 張武については、『史記』孝文帝紀に、「十四年冬、匈奴謀入邊爲寇、……上乃遣三將軍軍隴西・北地・上郡、中尉周舍爲衛將軍、郎中令張武爲車騎將軍、軍渭北、車千乘、騎卒十萬」とある。「受賂金錢」については、『史記』『漢書』ともに記述がない。

⑬ 斷獄數百二句 『漢書』文帝紀注に、「應劭曰、措、置也。民不犯法、無所刑也。師古曰、斷獄數百者、言普天之下死罪人不

過數百。幾、近也。音巨衣反。

⑭ 中宗宣帝 宣帝詢は、武帝の曾孫で、戾太子の孫。在位前七四―前四九。

⑮ 樞機周密云云 『漢書』宣帝紀に、「樞機周密、品式備具、上下相安、莫有苟且之意也」。また贊に、「孝宣之治、信賞必罰、綜核名實、政事文學法理之士、咸精其能、至于技巧工匠器械、自元・成間鮮能及之、亦足以知史稱其職、民安其業也」。

16 \* 漢世祖文叔<sup>①</sup>、建平元年十二月甲子夜、生於武帝故宮。

有赤光照室、影如五麟七鳳<sup>③</sup>。後望氣蘇伯阿爲王莽使、至南陽、遙見春陵城郭、曰、「佳哉、美氣鬱鬱葱葱」。帝美鬚眉、身長八尺七寸、脚下有文、色如銀印、厚一分<sup>⑥</sup>。

更始起兵、還春陵。遠望舍內、火光赫然屬天<sup>⑦</sup>。\* 夢乘赤龍、登天上珠階玉闥<sup>⑧</sup>。乃以三千人、破王莽百萬衆。及即位、故能平隗囂・公孫述等<sup>⑩</sup>。

在兵既久、厭武事、常思息肩<sup>⑪</sup>。皇太子嘗問攻戰之事、帝諭曰、「衛靈公問陳於孔子、孔子不對、非爾所及也」。每旦視事、日昃乃罷。斷遠方餉異味奇珍<sup>⑬</sup>、功臣高枕、無所誅殺<sup>⑭</sup>。引公卿、講經論、夜分乃寐。太子諫曰、「陛下有禹・湯之

明、失彭・聃之福。願怡愛精神」。帝曰、「我自樂之、不爲疲也」。雖身濟大業、兢兢如不及。故能明慎政體、總覽權綱。

嘗有獻千里馬者<sup>⑰</sup>。帝曰、「變旗在前、屬車在後。朕乘此安之<sup>⑱</sup>」。乃以駕鼓車。初巡狩春陵、父老曰、「乞罽十年」。帝曰、「天下艱難、三年已外、豈能自保」。乃罽三年。

退勳臣<sup>⑲</sup>、進文吏。身衣大絹<sup>⑳</sup>、色無重采、耳不聽鄭衛之音、手不持珠玉之扇。\* 無私愛、左右無偏恩、損池鑿<sup>㉑</sup>、廢弋獵。賜州國、竝皆一札十行、成文細書、勤約之。嘗著瑞火籠賦<sup>㉒</sup>。內外匪懈、百姓寬息<sup>㉓</sup>、戢弓矢、散馬牛。信止戈爲武也<sup>㉔</sup>。

漢の世祖文叔（光武帝）は、建平元年十二月甲子の日の夜、武帝の故宮に生まれた。赤い光が部屋を照らし、さながら五鳳七麟の影のようなありさまだった。のちに氣の占い師蘇伯阿が王莽の使者として、南陽に來たとき、遙かに春陵の城郭を望んでいうには、「すばらしいことだ、めでたい氣が盛んにたちこめている」と。帝はみごとな髭と眉を持ち、身長は八尺七寸、足の裏に銀印のような文様があ

り、厚さが一分ほどもあった。

更始帝（劉玄）が擧兵すると、春陵に還った。遠く見はるかせば、その家には火の光が天にも届かんばかりに燃え盛っていた。帝は夢に赤龍に乗って、天宮の門前に至った。かくて三千人を率いて、王莽の軍勢百萬を撃破した。即位後は、もとよりよく隗囂・公孫述等を平定した。

戰場に在ることすでに久しく、武事に倦んで、常日ごろ休息を願っていた。かつて皇太子がいくさについて尋ねたが、帝が諭しているには、「衛の靈公が孔子に戦陣のことを尋ねたとき、孔子は答えなかつた。そなたが知つてどうなるものでもない」。毎朝早くから政務を執り、日が暮れてようやく休んだ。遠方から献上される珍奇な美味は謝絶し、功臣たちは誅殺の恐れもなく、枕を高くして眠った。高官たちを招いて、經書に關する講義を行ない、夜半になつてやつと就寝した。皇太子が諫めて、「陛下は禹・湯の聰明さをお持ちなのに、彭祖・老聃の長生の福を失われています。どうか精神をいとおしますように」というと、帝はいった。「私は楽しんでやつておる、疲れてはお

らぬ。身は大業を成し遂げたというのに、手堅く行動を慎んだ。かくてこそ政事の本質を慎んで明らかにし、權力の中樞を取りしきることができたのである。

かつて千里の馬を献上する者があつた。帝がいわれるには、「鸞旗（天子の旗）は先頭にあり、供の車は後ろにある。朕が千里の馬に乗つてどこに行くといふのか」。そこで千里の馬を鼓車（太鼓を載せる車）に繋いだ。最初、春陵に巡守したとき、土地の父老が十年間租税を免除されるよう乞うた。帝は、「天下が艱難にあるとき、三年以上も先のこととを、保證できるものか」といつて、三年分の租税を免除した。

いくさに功績ある臣下を退けて、文官による統治を推進した。目の粗い絹の服を着て、彩りも豊かではなく、淫靡な音楽は聞かず、珠玉の扇を持つこともなかつた。「後宮で」偏愛する女性はなく、近習にえこひいきもしなかつた。禁苑管理の「役人」を減らし、狩獵を行なうのを止めた。地方に賜う書面は、いつも一枚の木札に十行ずつ、細かい字で書きつけ、勤勉節約の「氣風が上下に行きわたつてい

た。』かつて「瑞火籠の賦」を著わした。内外ともに職務を怠らず、民衆は安息した。武器を收め、牛馬を放し飼いにした。まことに「戈を止めるのが武」というにふさわしい君であつた。

〔校勘〕

〔漢〕…四庫本・抄本↓無。「夢」…『永樂大典』一三二三九夢部「夢乘龍上天」下引『金樓子』、「夢」上有「嘗」字。「諭」…四庫本・抄本↓「對」。謝校改爲「諭」。「變」…四庫本↓「鸞」。「絹」…謝校改爲「練」。「無私愛」…謝校上補「宮房」二字。「馬牛」…抄本↓「牛馬」。「信」…各本とも上に「上」字があるが、四庫本校語に、「案別卷引此無上字」とあるのに従い削る。

〔注〕

① 漢世祖文叔『後漢書』一光武帝紀上に、「世祖光武皇帝諱秀、字文叔、南陽蔡陽人、高祖九世之孫也。出自景帝生長沙定王發。發生春陵節侯買、買生鬱林太守外、外生鉅鹿都尉回、回生南頓令欽、欽生光武」。以下の記述は、おおむね『後漢書』による。ここで逐一言及はしないが、同内容の記事が『東觀漢記』に見えることも多い。

② 建平元年十二月甲子夜云云『後漢書』光武帝紀下の論に、「皇考南頓君初爲濟陽令、以建平元年十二月甲子夜生光武於縣

舍、有赤光照室中。欽異焉、使卜者王長占之。長辟左右曰、「此兆吉不可言」。是歲縣界有嘉禾生、一莖九穗、因名光武曰秀」。『東觀漢記』（『太平御覽』九〇皇王部一五光武皇帝等）、「宋書」符瑞志上にも同内容の記事がある。

③ 五麟七鳳『東觀漢記』に、「是歲鳳皇來集濟陽、故宮皆畫鳳皇、聖瑞萌兆、始形於此」。

④ 後望氣蘇伯阿爲王莽使云云『後漢書』光武帝紀下の論に、「後望氣者蘇伯阿爲王莽使至南陽、遙望見春陵郭、喑曰、「氣佳哉、鬱鬱葱葱然」。『東觀漢記』・『宋書』符瑞志も同じ。

⑤ 帝美鬚眉二句『後漢書』光武帝紀上に、「身長七尺三寸、美須眉、大口隆準、日角」。『東觀漢記』も同じ。身長を八尺七寸とする文献は他に見あたらない。

⑥ 脚下有文三句 もとづくところ未詳。

⑦ 更始起兵四句『後漢書』光武帝紀下の論に、「及始起兵還春陵、遠望舍南、火光赫然屬天、有頃不見」。『金樓子』は「始」を「更始」と解している。

⑧ 夢乘赤龍二句『後漢書』一七馮異傳に、「光武曰、「我昨夜夢乘赤龍上天、覺悟、心中動悸」。異因下席再拜賀曰、「此天命發於精神。心中動悸、大王重慎之性也」。異遂與諸將定議上尊號」。

⑨ 乃以三千人二句『後漢書』光武帝紀上に、「更始元年六月己卯、光武遂與營部俱進、自將步騎千餘、前去大軍四五里而陳。……光武乃與敢死者三千人、從城西水上衝其中堅、尋・邑陳亂、

乘銳崩之、遂殺王尋。城中亦鼓譟而出、中外合執、震呼動天地、莽兵大潰、走者相騰踐、奔殪百餘里間。

- ⑩ 及即位二句 『後漢書』光武帝紀下に、「建武九年春正月、隗囂病死、其將王元・周宗復立囂子純爲王。……十年冬十月、中郎將來歙等大破隗純於落門、其將王元奔蜀、純與周宗降、隗右平」。また、「十二年冬十一月戊寅、吳漢・臧宮與公孫述戰於成都、大破之。述被創、夜死。辛巳、吳漢屢成都、夷述宗族及延岑等」。

- ⑪ 在兵既久云云 『後漢書』光武帝紀下に、「初、帝在兵間久、厭武事、且知天下疲耗、思樂息肩。自隴・蜀平後、非微急、未嘗復言軍旅。皇太子嘗問攻戰之事、帝曰、『昔衛靈公問陳、孔子不對、此非爾所及』。每旦視朝、日仄乃罷。數引公卿・郎・將、講論經理、夜分乃寐」。

- ⑫ 息肩 『左傳』襄公二二年に、「鄭成公疾、子駟請息肩於晉」とある。

- ⑬ 衛靈公問陳於孔子云云 『論語』衛靈公篇に、「衛靈公問陳於孔子。孔子對曰、『俎豆之事、則嘗聞之矣。軍旅之事、未之學也』。明日遂行」。

- ⑭ 斷遠方餉異味奇珍 『後漢書』光武帝紀下に、「建武十三年春正月戊子、詔曰、『往年已敕郡國、異味不得有所獻御、今猶未止、非徒有豫養導擇之勞、至乃煩擾道上、疲費過所。其令太官勿復受。明敕下。以遠方口實所以薦宗廟、自如舊制』」。

- ⑮ 功臣高枕二句 『後漢書』光武帝紀上に、「建武二年春正月甲

子朔、帝曰、『古之亡國、皆以無道、未嘗聞功臣地多而滅亡者』。乃遣謁者即授印綬、策曰、『在上不驕、高而不危。制節謹度、滿而不溢。敬之戒之。傳爾子孫、長爲漢藩』。

- ⑯ 太子諫曰云云 『後漢書』光武帝紀下に、「皇太子見帝勤勞不怠、承聞諫曰、『陛下有禹・湯之明、而失黃老養生之福、願顯愛精神、優游自寧』。帝曰、『我自樂此、不爲疲也』。雖身濟大業、兢兢如不及、故能明慎政體、總攝權綱、量時度力、舉無過事」。

- ⑰ 嘗有獻千里馬者云云 『後漢書』七六循吏列傳に、「建武十三年、異國有獻名馬者、日行千里、又進寶劍、賈兼白金、詔以馬駕鼓車、劍賜騎士」。

- ⑱ 鑿旗在前三句 この記事は『後漢書』や『東觀漢記』に見えず、『漢書』六四下賈捐之傳に引かれる賈捐之の上書の一節をほぼそのまま用いている。「時有獻千里馬者、詔曰、『鸞旗在前、屬車在後、吉行日五十里、師行三十里、朕乘千里之馬、獨先安之』。於是還馬、與道里費、而下詔曰、『朕不受獻也、其令四方毋求來獻』。當此之時、逸游之樂絕、奇麗之路塞、鄒衛之倡微矣」。注に、「師古曰、鸞旗、編以羽毛、列繫幢旁、載於車上、大駕出、則陳於道而先行。屬車、相連屬而陳於後也」。

- ⑲ 初巡守春陵云云 『後漢書』光武帝紀下に、「建武十九年秋九月、南巡守。壬申、幸南陽、進幸汝南南頓縣舍、置酒會賜吏人、復南頓田租歲。父老前叩頭言、『皇考居此日久、陛下識知寺舍、每來輒加厚恩、願賜復十年』。帝曰、『天下重器、常恐不任、日

復一日、安敢期十歲乎。吏人又言、「陛下實惜之、何言謙也」。帝大笑、復增一歲。「復」は、「復除」の意。

⑲ 退勤臣云云 『後漢書』光武帝紀下に、「退功臣而進文吏、戢弓矢而散馬牛」。

⑳ 身衣大絹云云 『後漢書』七六循吏列傳に、光武帝が民衆の心情に通じていたことを述べて、「身衣大練、色無重綵、耳不聽鄭衛之音、手不持珠玉之玩、宮房無私愛、左右無偏恩」。

㉑ 損池禦云云 『後漢書』循吏列傳に、「損上林池禦之官、廢馳望弋獵之事。其以手迹賜方國者、皆一札十行、細書成文。勤約之風、行于上下」。

㉒ 嘗著瑞火龍賦 未詳。あるいは前後に脱文があり、光武帝の生誕時及び始めて兵を起こした時の祥瑞に關連するか。注②⑦参照。

㉓ 内外匪懈二句 『後漢書』循吏列傳に、「故能内外匪懈、百姓寬息」。

㉔ 戢弓矢三句 『後漢書』光武帝紀下に、「戢弓矢而散馬牛、雖道未方古、斯亦止戈之武焉」。「止戈爲武」は、『左傳』宣公十二年に、「夫文止戈爲武」とあるのによる

17 魏武帝曹操、用師大較依孫・吳之法<sup>①</sup>、而因事設奇、量敵制勝、變化如神。自作兵書十餘萬言<sup>②</sup>、諸將征伐、皆以新書從事、臨時又手爲節度、從令者克捷、違教者負敗。與虜

對陣、意思安閒、如不欲戰。然及至決機乘利、氣勢盈溢、故每戰必克。

取張遼・徐晃於亡虜之中<sup>③</sup>、皆佐命立功、列爲名將。其餘拔出細微、登爲牧守者、不可勝數。是以創造大業、文武並施。

御事三十餘年、手不捨書<sup>④</sup>、書則講軍策、夜則思經傳。登高必賦、被之管絃、皆成樂章<sup>⑤</sup>。才力絕人、手射飛鳥、躬擒猛獸、嘗於南皮一日射雉六十三頭。及造宮室、繕治器械、無不爲之法則、皆盡其意。

雅性節儉、不好華麗、攻城拔邑、得靡麗之物、則悉以賜有功。助勞宜賞、不吝千金、無功望施、分毫不與。四方所獻、與羣下共之。豫自制送終衣服、四篋而已<sup>⑥</sup>。

魏の武帝曹操、その戦法はおおよそ孫子・吳起の兵法によりつつ、状況に應じて奇策を設け、敵の力量を計算して勝ちを制するというやり方で、變幻自在のさまはさながら神業だった。彼自ら兵書十餘萬言を著わして、麾下の諸將が征伐に赴く際には、みなこの新しい兵書によって對處し、

「曹操自らは」戦に臨んではまた手ずから指揮を執り、命令に従う者は勝利し、指示に背く者は敗北した。敵軍と對陣するときにも、氣持はゆつたりとして、まるで戦う氣がないかのようなだった。だが、ひとたび勝機を見出すや、氣勢は横溢し、かくて戦うたびに勝利を収めた。

張遼・徐晃を滅ぼした敵の中から起用し、彼らはいずれも建國の業を助けて功績を擧げ、名將に列せられた。その他、微賤の身から拔擢されて、州郡の長官に登った者は數えきれないほどだ。こうして大業を創建し、文武の事跡を二つながら確立した。

事に當たること三十數年、手から書物を離さず、晝には軍事の策略を講究し、夜には經傳に思索を巡らした。山に登れば必ず詩を作つて、管弦の調べに乗せ、すべて樂曲に仕立てた。才力は人に秀でて、飛ぶ鳥を射落とし、猛獸を生け捕りにして、かつて南皮で雉六十三羽を射止めたこともある。宮殿を造營し、器械を製作する際には、必ず自ら方針を立てて、すべてその思い通りにした。

生來節約を旨として、華美を好まず、城邑を攻め落とす

て、豪華な寶物を手に入れても、全て手柄を立てた者に賜った。功勞者を賞賜するには、千金も惜しまなかったが、功なくして褒賞を望む者には、寸毫も與えなかった。四方からの獻上品は、群臣と分かちあつた。自分の納棺のときの衣服はあらかじめ定めておき、四箱に納まるだけだった。

#### 〔校 勘〕

「又」…底本はじめ諸本とも「又」に作るが、『三國志』武帝紀の裴松之注に引く王沈『魏書』により改める。「虜」…抄本↓「敵」。「虜」…抄本↓「敵」。

#### 〔注〕

① 魏武帝曹操云云 以下の記事は、ほぼ全面的に『三國志』魏書「武帝紀」裴松之注所引の王沈『魏書』（『隋書』經籍志では四十八卷）にもとづく。「太祖自統御海内、芟夷羣醜、其行軍用師、大較依孫・吳之法、而因事設奇、譎敵制勝、變化如神。自作兵書十萬餘言、諸將征伐、皆以新書從事。臨時又手爲節度、從令者克捷、違教者負敗。與虜對陳、意思安閒、如不欲戰、然及至決機乘勝、氣勢盈溢、故每戰必克、軍無幸勝」。

② 孫・吳之法 曹操が兵書に通じていたことは今日なお傳存する『孫子』十一家注の筆頭に曹操注が置かれることから明らか

- かだが、『三國志』魏書武帝紀注所引の孫盛『異同雜語』には次のようにある。「才武絶人、莫之能害。博覽羣書、特好兵法、抄集諸家兵法、名曰『接要』、又注『孫武』十三篇、皆傳於世。『隋書』經籍志子部兵家類には、曹操による以下のような著作が著録される。『孫子兵法』二卷、吳將孫武撰、魏武帝注。『孫子兵法』一卷、魏武、王淩集解。『續孫子兵法』二卷、魏武帝撰。（梁）又有『太公陰謀』三卷、魏武帝撰。『兵書接要』十卷、魏武帝撰。『兵書略要』九卷、魏武帝撰。『魏武帝兵法』一卷。③ 自作兵書十餘萬言、恐らく『兵書接要』十卷を指すのである。注②参照。
- ④ 取張遼・徐晃於亡虜之中云云、前出の王沈『魏書』に、「取張遼・徐晃於亡虜之内、皆佐命立功、列爲名將。其餘拔出細微、登爲牧守者、不可勝數。是以勅造大業、文武並施」。
- 「張遼」は、『三國志』魏書一七本傳に、「張遼字文遠、雁門馬邑人也。……太祖破呂布於下邳、遼將其衆降、拜中郎將、賜爵關内侯。數有戰功、遷裨將軍」。また「徐晃」は、魏志一七本傳に、「徐晃字公明、河東楊人也。爲郡吏、從車騎將軍楊奉討賊有功、拜騎都尉。……太祖討奉於梁、晃遂歸太祖」。
- ⑤ 御事三十餘年云云、王沈『魏書』に、「御軍三十餘年、手不捨書、晝則講武策、夜則思經傳、登高必賦、及造新詩、被之管絃、皆成樂章。才力絶人、手射飛鳥、躬禽猛獸、嘗于南皮一日射雉獲六十三頭。及造作宮室、繕治器械、無不爲之法則、皆盡其意」。

- ⑥ 手不捨書、魏文帝『典論』自敘（『三國志』魏書二文帝紀注）に、「上雅好詩書文籍、雖在軍旅、手不釋卷」。
- ⑦ 皆成樂章、曹操の作った歌辭は、『宋書』樂志に收められる。
- ⑧ 南皮、渤海郡に屬する縣で、現在の河北省東南部にある。
- ⑨ 雅性節儉云云、王沈『魏書』に、「雅性節儉、不好華麗、後宮衣不錦繡、侍御履不二采、帷帳屏風、壞則補納、茵蓐取温、無有緣飾。攻城拔邑、得靡麗之物、則悉以賜有功、勳勞宜賞、不吝千金、無功望施、分毫不與。四方獻御、輿羣下共之。常以送終之制、襲稱之數、繁而無益、俗又過之、故預自制終亡衣服四篋而已」。
- ⑩ 豫自制送終衣服二句、『三國志』魏書武帝紀に、「建安二十五年庚子、王崩于洛陽、年六十六。遺令曰、『天下尙未安定、未得遵古也。葬畢、皆除服。其將兵屯戍者、皆不得離屯部。有司各率乃職。斂以時服、無藏金玉珍寶』。諡曰武王。二月丁卯、葬高陵」。
- 18 晉世祖安世<sup>①</sup>、少厲高行、造次必於忠恕、未曾有過言失色於人。然而明達善謀、能斷大事。暨登大陣之日、制強國、御下有禮。所以鎮壓内外、輯靜四方、威惠參洽、文武必舉、故天下服焉。



承魏氏奢侈剋弊<sup>\*</sup>之後、百姓思古之遺風。帝既謙儉寡慾、亦雅識時變、臨朝愷悌、務崇簡泰。有人餉雉頭裘者、卽令燒之<sup>③</sup>。朝廷輯睦、興居可觀。故威服強吳、規模宏遠<sup>④</sup>。雖饗國未久、德洽於民矣。

其後惠・懷喪亂、中宗東渡。所謂五馬俱渡江、一馬化爲龍者也<sup>⑤</sup>。

晉の世祖「字は」安世（武帝）は、若いときから高い行ないに勵み、いかに緊急の際でも必ず誠實さを心がけて、人前で失言したり取り亂したりすることがなかった。さらには聰明で策謀に優れ、よく大事を處斷した。帝位に登ってから、強國を制御して、臣下を用いるにも禮を重んじた。かくして内外を鎮壓し、四方を安定させ、威勢と恩惠は行きわたって、文武こそって成果を收め、そのゆえに天下は晉に服したのである。

魏朝の奢侈と酷薄の後を承けて、民衆はいにしえの遺風を慕っていた。武帝は慎み深く寡欲である上に、時世の變化を洞察して、溫和な態度で政務に臨み、簡素と大ら

かさを心がけていた。ある人が雉の頭の毛を綴った皮衣を獻上したときには、すぐさま焼き捨てさせた。朝廷の中はよくまとまり、日常の起居には見るべきものがあつた。かくてこそ強大な吳國をも威力によつて服従せしめ、國の規模は遠大なものとなつた。國を開いて間もないうちに、徳は民の間に行きわたつた。

そのうち惠帝・懷帝のときに世が亂れ、中宗（元帝）は長江を東に渡つて國を再興した。これがいわゆる「五馬がともに江を渡り、一馬が化して龍となつた」ということだ。

#### 〔校勘〕

〔剋〕…謝校↓「刊」。

#### 〔注〕

① 晉世祖安世云云 唐太宗御撰『晉書』三武帝紀に、「武皇帝諱炎、字安世、文帝長子也。寬惠仁厚、沈深有度量。……帝字量弘厚、造次必於仁恕、容納讜正、未嘗失色於人。明達善謀、能斷大事、故得撫寧萬國、綏靜四方。承魏氏奢侈剋弊之後、百姓思古之遺風、乃厲以恭儉、敦以寡欲」。これはもちろん王隱『晉書』等の舊『晉書』の記述を襲うはずだが、それらいい

ちの據るところは必ずしも明らかでない。

- ② 少厲高行四句 王隱『晉書』(「初學記」九總敘帝王)に、「武帝少厲高行、造次於忠恕、未嘗有過言失色於人。又曰、武帝寬惠仁厚、深密有智量」。

- ③ 有人餉雉頭裘者二句 『晉咸寧起居注』(「初學記」二六器物部裘等)に、「大司馬程據上雉頭裘一領。詔曰、『據此裘非常衣服、消費功用、宜於殿前燒之』。また王隱『晉書』(「初學記」九總敘帝王等)に、「有獻雉頭裘者。上曰、『異服奇裘、典制所禁也。其於殿前燒裘』。敕有異服者、依禮致罪」。

- ④ 規模弘遠 『晉書』六明帝紀に、「撥亂反正、強本弱枝。雖亭國日淺、而規模弘遠矣」と類似的表現が見える。

- ⑤ 所謂五馬俱渡江二句 『晉陽秋』(「藝文類聚」一三帝王部晉元帝)に、「太安中童謠曰、『五馬浮渡江、一馬化爲龍』。永嘉大亂、王室淪覆、唯琅琊・西陽・汝南・南頓・彭城五王獲濟、至是中宗登祚。先是五鐸見於晉陵、靈數玄感、若合符契。また『宋書』符瑞志上に、「又謠言曰、『五馬游度江、一馬化爲龍』。元帝與西陽・汝南・南頓・彭城五王過江、而元帝升天位」。

『宋書』二二五行志にも同様の記事がある。

19 宋高祖德輿、清簡寡欲、嚴整有法度。未嘗視珠玉輿馬之飾、後庭無紈綺絲竹之音。寧州嘗獻琥珀枕、光色甚麗。時諸將北征、以琥珀治金瘡、帝大悅、命搗分付諸將。平關

中、得姚興從女、有盛寵以廢事。謝晦諫、即時遣出。財帛皆在外府、內無私藏。

宋臺建、有司奏、東西堂施局脚牀・銀漚釘、帝不許、使用直脚牀、釘用鐵。諸主出適、遣送不過二十萬、無錦繡金玉。內外奉禁、莫不節儉。

後孝武帝大明中、壞帝所居陰室、於其處起玉燭殿。輿羣臣觀之、牀頭有土郭、壁上挂葛燈籠。廣州所部二十石、有獻入筒細布一端八丈。帝既見、惡其精麗勞民力、即付所司、彈牧守、以布還之、并制嶺南、勿作此布。

帝素有熱疾、并患金瘡、末年尤劇、坐臥常須冷物、而未嘗得。後人獻石牀、帝見善之、寢其上、即覺極以爲佳。乃歎曰、「木牀猶用功不少、況乃鑄石」。即還其人、亦令毀之。帝始遊軍彭城、置酒、命紙筆、賦詩曰、「先蕩臨淄寇、却清河洛塵。華陽有逸驥、桃林無伏輪」。於是羣才竝作也。

宋の高祖「字は」德輿(武帝)は、おどかで寡欲な性格で、ふるまいにはきちんとした規範があった。珠玉や車馬の裝飾は目にしたこともなければ、後宮でぜいたくな衣

服や管弦の樂を見かけることもなかった。寧州からかつて琥珀の枕を献上したことがあり、光澤はなほだ麗しい逸品だった。時に諸將はまさに北征の緒にあり、琥珀が金瘡に效くところから、帝は大いに悦び、枕を搗いて諸將に分かち與えるよう命じた。關中を平定すると、姚興の姪を手に入れて、寵愛のあまり本務を怠った。謝晦が諫めると、卽座に女を追い出した。財寶はすべて外府（外庫）に收めて、内府（王室の藏）に私藏される貯えはなかった。

宋公に封ぜられると、擔當官が奏上して、東西の堂に局脚の牀（脚の曲がった牀）を、銀泥の釘でしつらえるようにいったが、帝は許さず、直脚の牀（脚のまっすぐな牀）を用い、鐵の釘でしつらえさせた。諸公主が嫁ぐにも、支度金は二十萬止まりで、錦の織物や金玉はなかった。内外で禁令を遵守し、節約を貫いた。

のちに孝武帝の大明年間（四五七―四六四）に、武帝が居た陰室を壊して、そこに玉燭殿を建てた。「孝武帝が」群臣と共に見ると、牀の側には土製の衝立があり、壁には葛の燈籠が掛かっていた。廣州所管の太守が、筒に入れた一

端が八丈もある細糸織りの布を献上した。武帝はそれを見るとき、その精細な華麗さが民の勞力を消耗していることを憎み、ただちに擔當官にいつけて、地方長官を彈劾し、布を返還させた上、嶺南の地に敕命を發して、この布を製造することを禁じた。

武帝には熱病の持病があり、さらに金瘡を患っていて、晩年その症狀がことに激しく、日常いつも身體を冷やすものを必要としたが、なかなか手に入らなかった。のちにある人が石の牀を献上したので、一目見てこれはよいと、さっそくその上に寝そべるととても心地よい。そこで歎息していうには、「木の牀でさえ多くの手間を要するのに、まして石を削るともなれば」と。ただちにその人に返して、牀を壊させた。

先に帝は軍を彭城で休め、宴を開いて、紙筆を命じ、詩を作つていうには、「先ず臨淄の冠を蕩らげ、却つて河洛の塵を清む。華陽に逸驥有るも、桃林に伏輪無し」と。かくて並みいる才子たちも共に詩を作つた。

〔校 勘〕

〔欲〕…四庫本↓「慾」。〔法〕…四庫本・抄本↓無。〔嘗〕…抄本↓「常」。〔諸〕…抄本↓「將」。〔善〕…四庫本・抄本↓「喜」。謝校改爲「善」。

〔注〕

① 宋高祖德輿云云 〔宋書〕一武帝紀上に、「高祖武皇帝諱裕、字德輿、小名寄奴、彭城縣綏輿里人、漢高帝弟楚元王交之後也」。以下の記事の大半は、「宋書」三武帝紀下に依據する。

〔上清簡寡欲、嚴整有法度。未嘗視珠玉輿馬之飾、後庭無紈綺絲竹之音。寧州嘗獻虎魄枕、光色甚麗。時將北征、以虎魄治金創、上大悅、命搗碎分付諸將。平關中、得姚興從女、有盛寵、以之廢事。謝晦諫、即時遣出。財帛皆在外府、內無私藏〕。

② 輿馬之飾 〔莊子〕讓王篇に、「原憲笑曰、『夫希世而行、比周而友、學以爲人、教以爲己、仁義之懸、輿馬之飾、憲不忍爲也』」。

③ 寧州 現在の貴州から雲南にかけての地。〔宋書〕三八州郡志四に、「寧州刺史、晉武帝泰始七年分益州南中之建寧・興古・雲南・永昌四郡立。今領郡十五。縣八十一。戶一萬二千五百十三。去京都一萬三千二百……」。

④ 以琥珀治金瘡 琥珀が金創に効果があることは、『拾遺記』(『太平御覽』八〇八珍寶部七)に、「江引□悅鄒夫人月下舞、水精如意、誤傷其頰、令太尉醫之。以白癩髓和琥珀末塗之、遂

差」とある。

⑤ 姚興・姚興(三六六一—四一六)は、陝西一帯を支配した後秦の王。劉裕は東晉安帝の義熙十二年(四一六)、後秦を討ち、その渦中で姚興が没した。翌十三年九月、劉裕は長安に入城して、姚興の子姚泓を捕らえて健康に護送し、處刑した。ここに後秦は滅亡した。

⑥ 謝晦 謝晦(三九〇—四二六)。字は宣明、陳郡陽夏の人。宋王朝創業の功臣。〔宋書〕四四本傳に、「高祖深加愛賞、羣僚莫及。從征關洛、内外要任悉委之」とある。

⑦ 宋臺建云云 〔宋書〕武帝紀下に、「宋臺既建、有司奏東西堂施局脚牀・銀塗釘、帝不許。使用直脚牀、釘用鐵。諸主出適、遣送不過二十萬、無錦繡金玉。内外奉禁、莫不節儉」。武帝紀中に、「義熙十四年六月、受相國宋公九錫之命。……元熙元年正月、詔遣大使徵公入輔。又申前命、進公爵爲王」。

⑧ 局脚牀・銀塗釘 〔殷芸小說〕(『續談助』四)に、「宋國初建、參軍高纂啓云、『欲量作東西堂牀六尺五寸、并用銀度釘、未敢輒專』。宋武手答云、『牀不須局脚、直脚自足、釘不須銀度、鐵釘而已』」。原注に「出宋武手敕」とある。〔隋書〕經籍志集部總集類に、「武帝詔」四卷が梁に存したとある。

⑨ 後孝武帝大明中云云 〔宋書〕武帝紀下に、「孝武大明中、壞上所居陰室、於其處起玉燭殿、與羣臣觀之。牀頭有土鄣、壁上挂葛燈籠・麻繩拂。侍中袁顛盛稱上儉素之德。孝武不答、獨曰、『田舍公得此、以爲過矣』。故能光有天下、克成大業、盛矣哉」。

「孝武帝」は宋の第四代皇帝。諱は駿、字は休龍。文帝の第三子で、武帝の孫。在位四五一―四六四。「大明」はその年號で、四五七―四六四。

⑩ 陰室 帝王の生前の居室。死後にそのまま保存して、陰魂の出入に供するところからその名がある。『資治通鑑』一二九宋紀一―に、注⑨に擧げた武帝紀下の文を引き、胡三省注に、「江左諸帝既崩、以其所居殿爲陰室、藏諸御服」とある。

⑪ 玉燭殿 「玉燭」は、四時の氣候の調和することをいう。『宋書』九二良吏傳序に、「晉世諸帝、多處內房、朝宴所臨、東西二堂而已。孝武末年、清暑方構、高祖受命、無所改作。所居唯稱西殿、不制嘉名、太祖因之、亦有合殿之稱。及世祖承統、制度奢廣、犬馬餘菽粟、土木衣綺繡、追陋前規、更造正光・玉燭・紫極諸殿、雕欒綺節、珠窗網戶、嬖女幸臣、賜傾府藏、竭四海不供其欲、單民命未快其心。』『宋書』六孝武帝紀に、「大明八年、夏閏五月庚申、帝崩於玉燭殿、時年三十五」とある。晉の孝武帝が建てた「清暑」つまり避暑のための宮殿を、武帝はそのまま用いていたが、のちに孝武帝はそれを壊して、新たに玉燭殿を建造したのである。

⑫ 廣州所部二千石云云 以下の記事は、原據未詳。「二千石」は、太守の年俸で、地方長安の通稱。

⑬ 入筒細布 『世說新語』雅量篇に、「王戎爲侍中、南郡太守劉肇遺筒中箋布五端。戎雖不受、厚報其書。』『晉書』四三王戎傳では、「箋」を「細」に作る。揚雄「蜀都賦」(『文選』四左思

「蜀都賦」注)に、「筒中黃潤、一端數金」とあるように、目の細かい上質の布をいう。

⑭ 并患金瘡 武帝が早くから金創を患っていたことは、『宋書』武帝紀上の記述に見える。「至是桓脩還京、高祖託以金創、疾動不勤歩從、乃與無忌同船共還、建興復之計。また『南史』一宋本紀上に以下の話柄がある。「帝先患手創、積年不愈。沙門有一黃藥、因留與帝、既而忽亡、帝以黃散傅之、其創一傅而愈。寶其餘及所得童子藥、每遇金創、傅之並驗。」

⑮ 帝始遊軍彭城云云 『宋書』(『太平御覽』五九一文帝七御製上)に、「高祖過彭城、置酒、命紙筆爲詩曰、『先蕩臨淄穢、却清河洛塵。華陽有逸驥、桃林無伏輪』。於是群才並作也。』『南史』一九謝晦傳には次のようにある。「帝於彭城大會、命紙筆賦詩、晦恐帝有失、起諫帝、即代作曰、『先蕩臨淄穢、却清河洛塵。華陽有逸驥、桃林無伏輪』。於是羣臣並作」。この詩は、『南史』にいうように、詩文の心得のない劉裕に恥をかかせないために、謝晦が代作したものである。「彭城」は、現在の江蘇省銅山縣。義熙十四年(四一八)正月、後秦を滅ぼした劉裕は、彭城に至って勝利を祝ったのである。

⑯ 先蕩臨淄穢二句 初句は慕容氏の南燕を滅ぼしたこと、後句は姚氏の後秦を征服したことをいう。

⑰ 華陽有逸驥二句 周の武王が殷を滅ぼしたあと、軍備を解いた故事を用いる。『尚書』武成に、「乃偃武修文、歸馬于華山之陽、放牛于桃林之野、示天下弗服」。孔傳に、「山南曰陽。桃林

在華山東、皆非長養牛馬之地、欲使自生自死、示天下不復乘用」とある。「史記」周本紀にもこの故事を記す。

⑱ 於是羣才竝作也 劉裕は彭城において幾度か酒宴を開いたようであり、『文選』二〇に謝瞻と謝靈運の「九日從宋公戲馬臺集送孔令詩」二首を収める。いずれも九月九日の重陽の節句に、彭城の戲馬臺において宋公劉裕が主催した孔靖（字は季恭）の送別宴で制作されたもの。「宋書」五四孔季恭傳に、「辭事東歸、高祖餞之戲馬臺、百僚咸賦詩以述其美」とある。

20 宋太祖義隆<sup>①</sup>、年十四、身長七尺三寸。好讀史書、善楷隸、能文章。溫和有人君之德、及南面負辰、深以子民爲先、臺殿堂宇、無所改易。<sup>②</sup>爲吏長子孫、居官成姓號。<sup>③</sup>明法令、時人謂有建安「武」・永平之風。<sup>④</sup>

每至諸侯王宴集、必先論國家政務、自朝訖晡、迺設食。既而語人曰、「千乘之君、幼居人貴。吾所以未便設食、令此輩稍知饑寒也」。

經巡歷至上庫、謂左右曰、「此庫內大有錢、殊可羨願」。左右曰、「此縣官之物耳、何羨願耶\*」。帝曰、「此皆國家之物、吾奉先帝之祀、常懼羞之。四方豐稔、倉粟皆紅、省租

賦米五錢也」。

宋の太祖「諱は」義隆（文帝）は、十四歳にして、身長が七尺三寸もあつた。史書を愛讀し、楷書・隸書を善くし、文章に優れた。性格は溫和で人君としての徳を備え、南面して天子となつてからは、民を慈しむことを第一として、宮殿堂屋は、改築することがなかつた。吏となつた者は子や孫が成長するまで職務を遷ることはなく、官に在る者は長く任務に携わつていたので官職の名を自分の姓とするほゞだつた。法令を明示して、當時の人々は建武・永平の風があると評判した。

諸侯王が宴會で集まるごとに、いつもまず國家の政務を論じて、朝から日暮れに及び、そこでやつと食事を設けた。後で人にいうには、「千乘の諸侯たる者は、幼くしてやんごとない身分にある。私がなかなか食事を設けなかつたのは、このやからに少しばかり饑えや寒さを教えてやつたのだ」と。

かつて巡察して上庫に至り、お付きの者たちに行った。

「この庫の中にはたくさん銭があるが、とても羨ましかろう。お付きの者たち「これはお上のものですから、羨ましいなんてとんでもございません」。帝がいうには、「これは全て國家のものであり、私は先帝のまつりごとを繼いで、いつも恐れ慎んでいる。國中が豊作で、倉庫に穀物が腐るほどあれば、減税を行ない米五錢分を賦興する」。

### 〔校勘〕

「耶」…四庫本・抄本↓「邪」。

### 〔注〕

- ① 宋太祖義隆云云 『宋書』五文帝起に、「太祖文皇帝諱義隆、小字車兒、武帝第三子也。…永初元年、封宜都王、食邑三千戶。…時年十四、長七尺五寸、博涉經史、善隸書」。なお、この條は依據するところが必ずしも一定しない。
- ② 善楷隸 文帝が書に巧みであったことは、南齊・王僧虔「論書」(『法書要錄』一)に、「宋文帝書、自謂不減王子敬。時議者云、天然勝羊欣、功夫不及欣」とあり、梁・庾肩吾「書旨」(『法書要錄』二)では中の下に、唐・張懷瓘「書斷」(『法書要錄』四)では能品に格付けられる。
- ③ 溫和有人君之德云云 『宋書』文帝紀の論に、「太祖幼年特秀、

顧無保傅之嚴、而天授和敏之姿、自稟君人之德。及正位南面、歷年長久、綱維備舉、條禁明密、罰有恆科、爵無濫品。故能內清外晏、四海謐如也」。

- ④ 深子民爲先「子民」は、民をわが子のように慈しむこと。『禮記』表記に、「子民如父母、有懼懼之愛」。

⑤ 臺殿堂宇二句 『宋書』(『太平御覽』四三二人事部七二儉約)に、「文帝性存儉約、不好奢侈。車俯令嘗以鞞笄故、請改易之。鞞席舊以烏皮緣、欲代以紫皮。上以笄未至於壞、紫色貴、並弗聽也」。

⑥ 爲吏長子孫二句 『史記』三〇平準書に、漢武帝の時代の繁榮と安泰を記して、「爲吏者長子孫、居官者以爲姓號」とある。集解に、「如淳曰、時無事、吏不數轉、至于子孫長大而不轉職任」。また、「如淳曰、倉氏・庾氏是也」。官職が姓になった例として、倉氏・庾氏を挙げたもの。

⑦ 明法令三句 『後漢書』二明帝紀の論に、「明帝善刑理、法令分明。…故後之言事者、莫不先建武・永平之政」。また『宋書』文帝紀の論に、「昔漢氏東京常稱建武・永平故事、自茲厥後、亦每以元嘉爲言、斯固盛矣」。「建武」は、後漢光武帝の治世(二五―五六)。また「永平」は後漢明帝の治世(五八―七五)。ともに泰平の世と稱される。なお、「建安」は各本とも同じだが、恐らくは誤りで、「建武」に改めるべきであろう。

⑧ 每至諸侯王宴集云云 『宋書』(『太平御覽』八四八飲食部六食中)に、「文帝宴於武帳堂、上將行、勅諸子且勿食。至會所

賜饌。日旰，食不至，有飢色。上誡之曰、「汝曹少長豐佚，不見百姓艱難，今使爾識飢苦」。『南史』二宋本紀中元嘉二十二年にも、この故事が記される。

⑨ 經巡歷至上庫云云。この故事は原據未詳。「上庫」は、『資治通鑑』一三九齊紀五に、「世祖聚錢上庫五億萬」とあり、胡三省注に、「上庫所儲以備軍國之用」とある。

⑩ 倉粟皆紅 漢・賈捐之「棄珠崖議」(『漢書』六四下賈捐之傳)に、「至孝武皇帝元狩六年，太倉之粟紅腐而不可食，都內之錢貫朽而不可校」とあり、注に、「師古曰、粟久腐壞、則色紅赤也」とある。

⑪ 省租賦米五錢也。この句、文に脱誤あるか。譯は望文生義を免れない。

(この譯注の作成に當つては、青山剛一郎・稻垣裕史・稻澤夕子・大賀晶子・尾崎勤・辛夏寧・鈴木達明・津守陽・永田知之・二宮美那子の諸氏による草稿を参照した。記して謝意を表する)